

平成27年 6月9日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成27年6月9日(火)午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問(別紙のとおり)
- 日程第 6 発議第 1号 東庄町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて(別冊)
- 日程第 7 発議第 2号 東庄町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについて(別冊)
- 日程第 8 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第 9 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第10 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第11 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(東庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例)
- 日程第12 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
(平成26年度東庄町一般会計補正予算(第9号))
- 日程第13 議案第25号 東庄町行政手続条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第14 議案第26号 東庄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第15 議案第27号 東庄町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第16 議案第28号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

- 日程第 17 議案第 29 号 平成 27 年度東庄町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 議案第 30 号 平成 27 年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について
（平成 26 年度東庄町一般会計繰越明許費繰越計算書）
（平成 26 年度東庄町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書）
（平成 26 年度東庄町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書）
（平成 26 年度東庄町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書）
- 日程第 20 請願第 1 号 町道 4036 号線舗装及び側溝整備に関する請願
- 日程第 21 請願第 2 号 「国における平成 28（2016）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願
- 日程第 22 請願第 3 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願
- 日程第 23 請願第 4 号 町道 2017 号線の道路拡幅整備に関する請願
- 日程第 24 休会の件

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15 名）

- 1 番 宮 澤 健 君
2 番 林 俊 之 君
3 番 大 網 正 敏 君
4 番 花 香 孝 彦 君
5 番 佐久間 義 房 君
6 番 板 寺 正 範 君
7 番 城之内 一 男 君
8 番 高 木 武 男 君
9 番 林 甚 一 君

10番 鈴木正昭君
11番 多田和弘君
12番 土屋進君
13番 山崎ひろみ君
15番 高嶋雅弘君
16番 鎌形寿一君

欠席議員（1名）

14番 宮崎正吾君

出席説明員（12名）

町 長 岩田利雄君
副町長 清水正幸君
監査委員 平山茂君
健康福祉課長 石毛克身君
総務課長 金島正好君
病院事務長 鈴木和雄君
会計管理者 笹本博之君
まちづくり課長 大後修司君
町民課長 多部田秀也君
農業委員会事務局長 河津静夫君
教育長職務代理者 林英伸君
教育課長 小林豊君

出席事務局員（3名）

事務局 長 石毛一久
次長 宮前玉子
主査 岩瀬知博

(午前10時00分 開会)

議長(鎌形寿一君)

ただいまの出席議員は15人です。14番、宮崎正吾君から病気療養中のため、本日から12日まで欠席したい旨、届け出がありました。

ただいまから、平成27年6月東庄町議会定例会を開会します。

会議に先立ち報告します。去る6月1日、千葉県町村議会議長会定例会において、自治功労者表彰があり、本町議会の土屋進議員、多田和弘議員が表彰されました。まことにおめでとうございます。

ここで表彰状の伝達を行います。事務局長がお名前を申し上げますので、前にお願いいたします。

(土屋 進議員 表彰状伝達)

(多田和弘議員 表彰状伝達)

議長(鎌形寿一君)

以上で表彰状の伝達を終わります。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、15番 高嶋雅弘君、8番 高木武男君、兩名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から6月12日までの4日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

したがって、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、多田和弘君。

11番(多田和弘君)

平成27年6月定例会の運営についてご報告します。

今期定例会の運営につきましては、去る6月2日、議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定などについて協議いたしました。この定例会に付議されます案件は、発議2件、町長提案12件、請願4件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から12日までの4日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第 1 日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は 7 人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に、発議第 1 号及び発議第 2 号を上程し、採決を行います。次に承認第 1 号から承認第 5 号までを順次上程し、質疑・採決を行います。次に、議案第 2 5 号から議案第 3 0 号までを順次上程し、質疑・採決を行います。次に、報告第 1 号の報告を行います。続いて、請願 4 件を上程し、請願紹介議員から趣旨説明を求め、所管の常任委員会に付託して散会とします。

第 2 日目の 1 0 日及び第 3 日目の 1 1 日は休会としまして、この間、1 0 日には午前中に文教福祉常任委員会を、午後に総務産業常任委員会をそれぞれ議員控室にて開催することに合意を見ております。

なお、委員会開催の詳細は、審議予定表によりご了承願います。

最終日の 1 2 日は時間を午後 2 時 3 0 分に繰り下げて本議会を開きまして、総務産業常任委員会及び文教福祉常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行い、閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、組合議会等の報告及び行政執行上の報告、説明等を行う予定です。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたしまして、以上で議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。

議長（鎌形寿一君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から 6 月 1 2 日までの 4 日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 6 月 1 2 日までの 4 日間に決定しました。

日程第 3、諸般の報告を行います。

初めに、議長より議会の会務報告を行います。

3 月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による本定例会の出席要求に対し、お

手元の印刷物のとおり通知がありましたが、病院院長、高石佳則君から診療業務のため欠席したい旨の届け出がありました。ご了承願います。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

次に、請願4件を受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長職務代理者から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、平成27年2月21日から5月31日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

1ページ目、総務課、庶務関係でございますが、区長会総会を2月22日に開催をし、新役員が決定をいたしました。区長さん方には行政のさまざまな場所で、また場面でご活躍をいただいております。

次に、職員の退職及び新規採用でございますが、3月31日付で一般行政職等10人が退職をし、4月1日付で一般行政職等8人を採用しております。職員の採用に当たっては、引き続き適正な定員管理に努めてまいりたいと考えております。

次に2ページ目、上段の防災関係でございますけれども、3月11日、町内一斉シェイクアウト訓練を実施いたしました。事前の参加登録者数は2,363人でありました。

次に中段、地方創生関係でございますけれども、プレミアム商品券の加盟店数は、5月31日現在で159店舗、6月8日現在で166店舗となっております。広く多くの方に購入をいただくよう、PRしてまいります

また、4月から学童保育施設までのバス運行を委託し、子育て世帯の負担軽減と利便性の向上に努めております。これらは全て、全額国庫補助により実施しております。

次に3ページ目、町民課の賦課徴収関係でございますけれども、各種町税の納税通知書を発送しております。課税額は軽自動車税が3,632万円、町県民税の特別徴収分が6億2,963万円。

4 ページ目になりますけれども、固定資産税が6億6,572万円となっております。

次に6 ページ目、環境関係でございますけれども、住宅用省エネルギー設備の設置補助金について、16件、286万8,000円の交付決定をしております。

次に、9 ページ目、健康福祉課、衛生関係でございますけれども、各種検診、予防接種など、健康増進事業を記載のとおり実施をしております。引き続き、受診率、接種率の向上に努め、町民の皆様の健康増進を図ってまいります。

次に、10 ページ目、上段の子ども医療費・高校生医療費対策事業として医療費の助成を行っております。件数と支給金額は記載のとおりでございます。

次に、11 ページ目、上段、地域包括支援センター関係ですが、介護予防事業として記載のとおり各種教室などを開催しております。今後とも介護予防施策を積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、12 ページ目、上段の建設関係でございますけれども、舗装補修工事など、総額3,100万円余りの建設工事を発注しております。

また、13 ページ目、中段の公園関係で、JR下総橋駅前駐車場整備事業は、追加工事を施工した後、4月30日から利用をいただいております。

次に、15 ページ、商工・観光関係でございますけれども、2月25日、千葉早春キャンペーンや、3月7日、8日の観光おもてなしモニターツアーなど、各種のイベントで積極的に観光物産のPRを行っております。また、4月15日には障害者を招待し、いちご園7園の協力により、いちご狩りを楽しんでいただきました。12施設、251人の参加がございました。

最後に、17 ページ目、東庄病院関係でございますけれども、1日当たりの平均患者数、入院患者数でございますけれども、55人、外来患者数が108人となっております。順調に運営をされて経営されていると考えております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

教育長職務代理者、林英伸君。

教育長職務代理者（林 英伸君）

それでは、教育委員会行政報告の主なものを申し上げます。

まず、18 ページでございます。上段の教育委員会関係でございますが、定例教

育委員会を4回、臨時教育委員会等を2回、記載のとおり開催させていただきました。

次に、中段の学校教育関係でございますが、4月の教職員の人事異動に伴い、本年度は1名の増員となっております。下段に各幼稚園、小・中学校の卒業式及び入学式の実施状況を掲載しております。昨年度は中学校におきまして、132名の卒業生を送り出しております。

続きまして、19ページでございます。契約関係でございますが、主なものを申し上げますと、中段、小学校パソコン教室及び小中学校校務用パソコン機器等賃貸借契約、こちらをチバビジネス株式会社、北総営業所と867万5,100円にて契約をしております。

これは長期継続契約制度を利用したもので、これからも事務手続の軽減、経費の節約に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、生涯学習、図書館関係でございます。19ページ下段から20ページ中段に記載のとおり、各種事業を実施させていただいております。

最後に給食センター関係でございます。こちらにつきましては、報告期間の総給食数、こちらは5万6,869食、1日平均1,015食となっております。これからは衛生管理の徹底を図り、安定した給食の提供を継続してまいりたいと考えております。

以上で教育委員会の報告を終わりにいたします。

議長（鎌形寿一君）

これで行政報告が終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

7番、城之内一男君。

7番（城之内一男君）

7番、城之内です。平成27年度予算と財政状況についてと平成27年度の主な施策・事業について質問します。

最初に、平成27年度予算と財政状況について質問します。

初めに、平成27年度予算について伺います。

国の2015年度当初予算は総額で96兆円を超える過去最大の規模となり、企

業業績の改善などで税収は前年度よりも増収を見込むも、依然として予算の4割近くを借金に頼り、首相が消費増税の先送りを決めるくらい足元の景気はもたついており、地方経済の停滞、個人消費の低迷が景気に水を差す中、大都市と地方の景況感の格差、人口減が続く地方では経済規模が縮小し、極めて厳しい財政の現状があります。地方財政計画における地方財政の最大の課題は財源の不足と長期債務残高の累増、赤字地方債である臨時財政対策債が地方税収の回復に伴い、減ったとはいえ、着実に増加しています。国、地方を通じた厳しい財政状況を踏まえ、効率的な財政マネジメントの強化、財務体質の改善に取り組む必要があります。

行政の認識を伺い、町の平成27年度一般会計予算について質問します。

前年度比3億1,600万円増の50億4,100万円となり、3年連続で前年度を上回る予算編成となった中、歳入の主たる町税、地方交付税について伺います。

町税収入は、前年度比7,600万円減の13億5,829万円、歳入における構成比は、前年度30.4%から26.9%に、厳しい状況にあります。減収の要因に給与所得の減、農業所得の減、評価替えに伴う固定資産税の減を挙げているところですが、個人住民税における納税義務者数及び給与所得人数、給与所得特別徴収義務者数、あわせて農業所得人数と年金受給者からの特別徴収の該当者数と個人住民税非課税の状況について伺います。

高齢化により、退職者の増加が予想されます。今後の見通しについてあわせて認識を伺います。

歳入の33.2%を占める地方交付税について、1,400万円減の16億7,500万円、税収が伸びれば反比例して交付税が減るのは宿命です。

一方、税収が減れば交付税は増えるのでは、町においては税収が減少、交付税も減る、財政当局の見解を伺うとともに、普通交付税の算定における基準財政需要額、基準財政収入額及び留保財源をお聞きします。あわせて標準財政規模を伺います。

町債についてお尋ねします。臨時財政対策債2億2,100万円、全国防災事業債1億3,100万円を計上しているところですが、臨財債における発行可能額と全国防災事業債における交付税措置の有無及び算入率、あわせて充当率を伺います。

道路整備事業で、土木費は13.6%増の5億4,959万円を計上している中、学校や道路などは数十年にわたって使われ、将来世代も恩恵を受け、こうした建設事業の負担は、将来の受益者にも負担してもらおう。地方債には負担を世代間で均衡

させるための機能があります。5条債について財政当局の見解を伺います。

歳入の約3分の2近くを占める町税、地方交付税が減少する中、財政調整基金1億円を取り崩しての予算編成となっているところですが、あわせて見解を伺います。

次に、財政状況及び財政見通しについて伺います。

夕張市が自主財源の数倍もの赤字を抱えて財政再建団体に準用され、大きく報道され、その後も各地で財政危機が表面化したり、あちこちの自治体の財政が悪いという話もよく耳にします。

国においても財政危機が叫ばれて久しいところであり、財政再建は第二臨調から数えて四半世紀以上も経過しています。しかし、いまだに予算は4割近くも借金をしなければ組めない状況が続き、国と地方を合わせた借金は1,035兆円と前代未聞の危機的状況に陥っています。

全国的に財政の困窮化が進むとともに、自治体間の財政力格差の問題もあります。財政運営は小規模で財政力のない団体ほど厳しいからと言えます。財政当局の認識を伺うとともに、自治体においてさまざまな情報の公開が進み、自治体と国の財務情報の公開も着実に進んでいます。財務情報の公開は説明責任を全うしていく上で不可欠ですし、財政運営の基本です。

地方公共団体財政健全化法が施行され、健全化判断比率等の指標を公表させ、公会計制度改革も進んでいます。自治体で財政運営の健全性を保つためには、財政分析を十分に行って、住民にも情報を開示した上で、将来の財政見込みに沿った財政運営が求められます。

財政分析について伺います。健全化判断比率の指標においては改善されており、健全性は保たれていると言えますが、財政健全化法の法律の狙いは破綻への対応ではありません。それをどのように避けるのか、予防措置を設けたことが特徴であり、デフォルトリスクを前提とせずに健全化を達成する仕組みであって、健全化基準を下回っていれば健全なのか疑問はあります。

財務諸表の整理は情報開示の充実という観点で重要なものですので、公会計改革は進めていく必要はあります。それらは参考になりますが、それ自体が財政分析のための資料ではない、開示資料であるという位置づけることが適当と思われる。情報は提供されている必要はあります。財政当局の認識を伺います。

財政分析は現金主義会計を主にして行うことが有効であって、決算統計は財政運

営の内部管理手段であって、財政分析のための資料です。財政当局の認識を伺います。あわせて自治体の財政状況の善し悪しを判断する目安として財政指標があります。主な財政指標として財政力指数、経常収支比率等がありますが、決算審査時に伺うとして、地方債負担のほか、小中学校の建て替え、改修、道路の維持・補修の経費、特別会計への繰出金など、財政的に大きい負担は適切に見込むことが必要です。

自治体財政が悪化するのには、歳入は増えないのに経常経費が増加を続け、歳入と歳出の収支が合わなくなるからです。高齢化に伴い、福祉や医療の経費を中心に経常経費も増加は不可避です。財政を考える上での基本は収入を増やすか支出を減らすしか手段はありません。新たな財源確保はできるのか、将来の財政事情がどうなるのか、明らかにしていく必要は高いものがあります。財政当局の所見を伺います。

次に、平成27年度の主な施策・事業について質問します。

最初に、介護保険事業について伺います。

昨年6月、医療・介護総合支援法が自公与党の強行採決によって、懸念が解消されないまま法が成立しました。介護保険制度が始まって15年、老後の安心を支える制度ですが、約460万人がサービスを使う介護保険制度が大きく変わり、要支援切り、高齢者に痛み、地域格差など、懸念されるところです。

介護保険では、保険料を払った加入者が認定を受ければサービスを受ける権利が生じます。要介護状態になって、認定を受けて、初めてサービスを使います。介護保険を使わない人が多いだけに、全ての人が恩恵を感じにくい構造がありますが、相互扶助、誰もがサービスを使う可能性があります。高齢者急増に伴うサービス増で、介護保険の給付費は膨らみ続け、2000年度の3.6兆円から、14年度は10兆円に達した中、介護保険の抑制を市町村に丸投げかの感もあります。介護保険事業は、国の基準に沿って介護事業者がサービスを実施、全国どこでも同じサービスが受けられることになっていた中、全国一律だったサービスの種類や単価の決定に市町村の裁量が働くようにするという中、市町村の事業になると市町村の判断でサービスや料金を決めることになり、自治体によって料金やサービスの中身に違いが出てくるという懸念、地域間格差の懸念があります。

介護保険のサービスは、要介護認定を受けた人が対象ですが、家事援助やデイサービス、リハビリなど、要支援向けの訪問介護と通所介護の二つが市町村の地域支

援事業に移される中、行政の対応を、見解を伺います。

あわせて、正規の介護事業者だけでなく、ボランティア団体やNPOなど、安い人件費でサービスを担い、費用が抑えられるという中、自治体に任せればコストを下げられるのか疑問もあります。行政としての認識を伺います。

要支援認定者は、全国で150万人の超すとも言われている中、町における要支援認定者数と認定された方で訪問介護、通所介護を受けている人の人数をお聞きします。あわせて要支援の訪問介護、通所介護を市町村の事業とする2017年度以降、町において現在のサービスが後退することはないか、料金も含めて行政の考えをお尋ねします。

介護保険料と利用者負担についてお尋ねします。

高齢者の急増で介護保険料の値上げに歯どめがかからない中、65歳以上の第1号被保険者の保険料について伺います。

1号保険料は、必要な介護サービス量を見込み、市町村が決め、所得に応じた段階制で、基準額より軽減されたり、増額されたりするところです。3年に一度、改定され、平成27年度から平成29年度の介護保険料は、全国の自治体で値上げが相次ぎ、介護保険スタート時の1号保険料の基準月額2,911円が五千円台半ばまで上昇する中、東庄町の基準額月額4,760円、年額5万7,120円、介護保険サービスは利用者負担を除く費用の約2割を65歳以上の保険料で賄い、自治体が必要と見込むサービス量と、それに応じた負担額が保険料につながるところです。サービスの充実と保険料の抑制について行政の見解を伺います。

介護保険の給付額は、利用者負担を除き、半分を税金、半分を保険料で賄う中、介護保険サービスの値段である介護報酬の3年に一度の見直しは2.27%の引き下げで決まった中、これにより原則1割の介護サービスの利用者負担も減るメリットがある一方、深刻な介護の人手不足の中、介護報酬の引き下げにより、サービスの質が下がる懸念も指摘されます。特養など施設サービスではおおむね利用者負担は下がる。一方、要介護度が重い人や認知症の人など支援への加算が手厚くなる在宅サービスの多くは、サービスは充実するが、利用者の1割自己負担は増えることになります。

在宅支援の充実を掲げる中、懸念もあります。行政の認識を伺います。

利用者負担について、もう一点伺います。介護サービスを受ける場合、かかった

費用の原則 1 割負担ですが、年金収入 2 8 0 万円以上の方が 2 割負担に自己負担が引き上げられることについてお尋ねします。

利用者負担の引き上げの対象となる年 2 8 0 万円以上の年金受給者数及び介護認定者で何人おられるのか、負担増によりサービスを控えるなどの懸念もあります。あわせて行政の認識を伺います。

特別養護老人ホームの入居者の自己負担も報酬下げに連動して減る一方、相部屋の入居者で、単身世帯で年収 1 5 5 万円を超える人など、一定の所得のある人は 8 月から月 1 万 4 , 1 0 0 円を支払う必要があるという中、町における対象者数をお聞きします。

特養への新規入所の基準も変更されました。既に入所されている人は対象外となっていますが、原則要介護 5 から 3 の認定者に限られるとなっています。

町における、既に特養に入所されている人の人数及び要介護 3 以上の入所申し込み待機者数と要介護 2 以下の入所申し込み待機者数を伺います。

あわせて、やむを得ない事情があれば特例として要介護 2 以下の人でも入所できるとしています。特養入所の必要性が高い在宅暮らしで介護の負担が大きい人もいます。特例とはどのようなことなのか判断の基準について伺います。

地域包括ケアシステムの構築について伺います。

地域包括ケアシステムは、医療、介護、保健、福祉の連携、施設ケアと在宅ケアとの連携でもあり、地域包括ケアシステムの確立のためには、医療と介護の連携を進めることが最重要課題と言われています。この取り組みが地域支援事業の包括的支援事業として位置づけられ、努力義務規定ではありますが、地域ケア会議の設置があります。要介護者が増加する中で、地域に必要なサービスが整備されているかが重要です。しっかりした体制をつくる必要があります。

住み慣れた地域で安心して生活できるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に、持続的に提供される地域包括ケアシステムの構築は、町にとって必要不可欠です。行政の見解を伺います。

財政難のもとで高齢化が急速に進む中、高齢者が自宅で暮らし続けていくためには、地域で支える、介護や福祉の支え手として地域が脚光を浴びています。新しい互助の形として地域のつながりをつくり出す仕組み、地域コミュニティの構築は重要な課題です。あわせて行政の所見を伺います。

次に、子ども・子育て支援制度について伺います。

本年4月から施行された子ども・子育て支援制度は、待機児童の解消や子育て環境の充実を目指し、国を挙げて子育てのしやすい社会をつくっていく取り組みですが、次々に打ち出されてきた国の少子化対策ですが、なかなか成果が実感できないという中、子ども・子育て支援新制度は、2012年に決まった社会保障と税の一体化改革の目玉の一つです。子ども・子育て関連三法の趣旨は、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとなっています。

具体的な取り組みとして、幼稚園と保育所を一体化した認定こども園や小規模保育、一時預かり、学童保育の充実などがありますが、肝心の子育て世代に新制度が知られていない面もあります。何が子育て支援の重点課題であるのかを含めて、行政の認識を伺います。

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、放課後児童クラブ、病児・病後児保育など、13の事業を地域子ども・子育て支援事業として、市町村が実施する事業として位置づけられました。市町村裁量であるために、市町村で格差が心配されます。行政の認識を伺います。

あわせて制度の主なポイントである認定こども園について、幼児期の学校教育と保護者の就労等に対応した保育を一体的に提供できる幼保連携型認定こども園を創設、認定こども園の設置促進が期待されているところですが、新制度では利用手続や保育料の仕組みも変わるなど変化もある中、町における対応を伺います。

幼保連携型認定こども園は、教育基本法に基づく教育を提供する学校となり、学校教育を提供できることとなった中、義務教育の基礎を培う就学前教育の重要性、保育の質の向上等を考えたとき、3歳以上の入所を目指し、幼保連携型認定こども園以外の選択肢は問題の先送りにすぎません。行政の見解を伺うとともに、町においては幼稚園は1年です。2年制、3年制への保護者からの要望がある中、全ての子どもに良質な保育、教育を提供する必要があります。就学前教育への期待があります。行政の方向性とあわせて見解を伺います。

放課後児童クラブ(学童保育)について伺います。

学童保育は、親が就労で家にいない家庭などの小学生が放課後を過ごす場、働く母親が増え、共働きやひとり親の家庭には欠かせない存在なのに、希望しても入れない待機児童の問題、保育所で頑張ったお母さんが、子供が小学校に上がるときに

突き当たる小1の壁という問題も生んでいます。安心して子供を預けられる環境とは言えないのが実情です。

国の新しい子ども・子育て支援制度で、市町村は地域のニーズに応じて整備する責任を明確にしたところです。指導員の資格や定員を定めた新基準が示され、一方、全児童を対象にした、親の就労にかかわらず、放課後の空き教室を開放、活動している文部科学省の放課後子ども教室に取り込む動きも自治体の中にはある中、小学生の放課後の居場所として、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、二つを連携させる放課後子どもプラン、民間企業の参入も相次いでいる中、課題も見えます、従来の学童保育が保護者のニーズに応え切れていない実情があります。保護者が仕事で家にいない子供たちが安心して過ごせる放課後の居場所の確保が親の新たな悩みになっています。行政の認識を伺います。

親が働いていて家にいない小学生を預かる学童保育は、子供たちにとって、友達と遊んだり、宿題をしたりして過ごす大切な生活の場です。今では核家族が増え、地域のつながりも希薄になっています。学童保育はフルタイムで働く親の実態に合っておりません。行政の見解を伺うとともに、町においては学区を超えていたりの課題もあります。

学童保育の質については、自治体ごとの姿勢が問われます。子供たちが安心して伸び伸びと過ごせる環境が充実していなければ、安心して産み、育てられる社会にはなりません。行政の認識をあわせて伺います。

次に、質問要旨3、生活保護行政と子供の貧困について伺います。

生活保護受給者が過去最高を更新中であり、多くは高齢者や障害者、母子家庭だったのが、稼働年齢層と考えられるその他の世代が3倍強増加しており、困窮リスクとして非正規雇用労働者が3分の1以上に、年収200万円以下の給与所得者も3分の1近くに増加し、ニート、ひきこもりの増加など、経済、社会の構造的変化の中で、今や誰もが生活困窮に陥るリスクを抱えています。

憲法25条では、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとしています。政府は平成25年に生活扶助基準を削減しており、法律も改正され、昨年7月より施行されています。生活扶助費の引き下げで、ほかの制度への影響が考えられます。影響について伺います。あわせて生活保護受給者の状況について伺います。

生活保護の受給者が217万人を数え、生活保護に絡む財政負担が増している中、

予備軍と言える生活困窮者を生活保護に至る前に就労による自立を促す。これまで十分でなかった生活保護受給者以外の生活困窮者に対する第2のセイフティネットとして機能させるという生活困窮者自立支援法が施行され、制度を実施するのは都道府県や市など福祉事務所を持つ全国約900の自治体で、相談窓口の設置が義務づけられ、任意事業として就労支援に加えて、家賃補助、学習支援など多くの事業が盛り込まれていますが、町における対応について伺います。

子供の貧困について伺います。

子供の貧困は、大きな社会問題になっています。子供の貧困率が過去最悪の16.3%に達し、日本の子供の6人に一人が貧困状態にある、実感しにくいかもしれませんが、この国の現実です。相対的貧困率は、世帯所得から国民一人ひとりの所得を試算して順番に並べたとき、真ん中の人所得の半分に満たない人の割合、子供の貧困率は18歳未満でこの貧困率を下回る人の割合を指します。子供の貧困率は上昇傾向が続き、1985年は10.9%だったのが、22年は過去最悪の16.3%となり、子供の6人に一人が平均的な所得の半分を下回る世帯に暮らしており、先進国の中では最悪クラス、ひとり親世帯の子供に限ると貧困率は5割を超え、先進国で最悪の水準です。生活保護の受給世帯では、貧困の連鎖が始まっていると指摘されます。親世代からの貧困の連鎖、生活が苦しくて十分な教育を受けられず、結果として不安定な仕事を選ばざるを得ない、そんな悪循環が心配されます。

貧困の連鎖を防ぐため、政府は子どもの貧困対策法が施行され、子どもの貧困対策大綱を決め、幅広い支援が盛り込まれた中、町の実態について認識を伺います。

子供の貧困は、日本が直面する格差の問題でもあると言えます。貧困と格差が広がり、20代、30代の若者と女性の非正規雇用は40%を超えており、結婚も晩婚化し、少子化の原因は結婚して子供を養育し、生活を支えられないからとも言われています。子供の貧困と地域格差は深刻です。

深刻なのは、貧困率が5割を超すひとり親世帯、中でも母子家庭、母親の8割は働いているが、年収は平均で180万円にすぎないという中、大きな要因は非正規雇用が半数に及ぶ雇用の構造的な問題等、行政だけでは解決できない面もありますが、現在の家庭の経済力と子供の学力は比例する、そんな傾向が全国学力調査の分析で明らかにもなっている中、子供の将来が生まれ育った環境で決まってしまうことのないよう、収入の低いひとり親家庭に児童扶養手当の増額や学習支援など、教育支

援策の充実が求められます。行政の見解を伺います。

自助努力だけではどうにもならないことがあります。子供たちの貧困と地域格差は深刻です。子供を抱える低所得世帯への支援の一つが就学援助制度、就学援助の受給率は増加の一途をたどっています。今や子供の貧困率と同じ全国児童生徒の6人に一人が貧困状態にあるということです。就学援助制度の活用で助かっている世帯もある中、就学援助制度について伺います。

制度が知られていない、申し込み方がわからないなど、活用し切れていない面があります。就学援助制度は国の制度ですが、国は生活保護及び準要保護世帯の児童・生徒について、学用品費や修学旅行費などにかかわる経費を補助するということになっていますが、就学援助事務の主体は市町村となっており、各市町村によって格差が生じています。行政の見解を制度の周知とあわせて伺います。

あわせて就学援助制度における受給者数とその受給率及び認定基準について伺います。

次に、教育環境の整備・充実について伺います。

教育は未来への投資だと言われます。どんな教育を目指すかは、新しい時代の姿に直結します。教育の進むべき方向性を示す必要があります。教育環境の整備・充実是最重要課題です。町においても小学校統廃合、給食センターの建て替えは喫緊の課題となっている中、小学校統廃合計画案、給食センターの建て替えの方向性は示されたところですが、二、三年もかけて平成32年度を目途とし、既存の小学校5校を笹川小学校の位置に1校に統合する中、小中一貫教育については将来的課題と方向性が示されたのみ、依然として具体的な内容は何ら説明されていません。拙速はいけません、迅速な対応が求められます。説明責任は行政運営においてはあります。判断する材料は提供されている必要があります。教育委員会の認識を伺います。

そこで、小学校の統廃合計画及び給食センターの建て替えについて、改めて伺います。

小学校統廃合計画については、新たに建て替えた場合、どの程度の財政負担が生じるのか、必要最小限の改修でという中、改修の規模及び財政負担と財源の見込、通学条件への手当、スクールバスの運行方法を含め、教育委員会の考えを伺います。

給食センターの建て替えについては、建て替えの時期と財政負担及び財源の見込

み、あわせて小学校統合、給食センターの建て替えに伴う財政負担における将来の財政運営における影響について見通しを伺います。

教育委員会制度が大きく変わり、教育の目標や施策の根本となる方針を策定する権限が教育委員会から首長へ移り、首長の考え方が教育に極めて反映されやすくなった中、一方、教育行政に大きな権限と責任を持つ新たな教育長に変わる中、給食センターを含め、小学校統廃合計画に変わりはないのか、教育委員会の見解を伺います。

小中一貫教育について伺います。

小中一貫校、一貫教育については、将来的課題と位置づけていますが、実現に向けてという中、時期と場所について、教育委員会としての考えをお聞きします。及びその場合の財政負担と財政への影響について見通しを伺います。

小学校統合問題も含めて、校舎等の老朽化等の懸念はあります。

法定耐用年数到来年は、笹川小学校南校舎においては、本年平成27年、北校舎が平成38年、東庄中学校は平成33年、いずれも大規模改修されているとはいえ、懸念は残ります。小中一貫校とも関連してくると思います。教育委員会の所見を伺います。

小学校統合にしても、小中一貫教育についても、それがコールではありません。どんな学校をつくるかです、どんな教育を目指すかです。町の教育に対する姿勢が問われます。教育のあり方、教育の方向性については、新教育長に所見を伺いたいところですが、任命されていない中、次の機会に伺うこととして、1回目の質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、私のほうから質問事項1の平成27年度予算と財政の状況について、6項目についてお答えいたします。

まず1点目、個人住民税における納税義務者数、給与所得人数、給与特別徴収義務者数、農業所得人数、年金受給者のうち、特別徴収者数、個人住民税非課税の状況について、また高齢化による退職者の増加や今後の見通しについてですが、5月の調査時点で東庄町の人口1万4,841人のうち個人住民税の納税義務者数は6,

875人でございます。納税義務者以外は7,966人でございます。また、給与所得者6,107人。うち特別徴収が3,409人。農業所得者につきましては918人。年金の特別徴収者につきましては913人となっております。

給与所得者が大半を占める個人住民税では、高齢化による生産年齢人口の減少は税収の減収につながると考えておるところでございます。

次に2点目、税収が伸びれば反比例して交付税が減り、税収が減れば交付税が増えると思うが、平成27年度予算において税収が減少して交付税も減ることについてですが、基準財政収入額の算定におきまして、町税の住民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税と税交付金や譲与税が算定項目となっており、ご指摘のとおり、これらが減少した場合は、相対的に交付税額が増加することとなります。このうち項目によって算定対象となる年度が分かれており、当該年度の課税額を用いるものに固定資産税、軽自動車税がございます。

また、前年度の課税額を用いるものに住民税、たばこ税などがございます。平成27年度交付税の試算におきましては、平成25年度から平成26年度に増加となった税目があること。また、地方消費税率が上がったことにより、交付金の増加があったことが税収が減少して交付税額も減少となった要因でございます。

また、平成27年度予算編成時における見込みとして、基準財政需要額29億2,882万4,000円、基準財政収入額13億5,230万1,000円。収入額の留保財源は4億5,076万7,000円。交付基準額が15億7,652万3,000円。標準財政規模は35億7,000万円でございます。

次に3点目、臨財債の発行可能額と全国防災事業債における交付税措置の有無、算入率、充当率でございますが、平成27年度予算編成時における臨時財政対策債の発行可能額は2億1,300万円となっております。全国防災事業債は交付税措置のある起債で、交付税への算入率は起債額の80%となっております。

充当率でございますが、国庫補助対象事業の3分の1に対して補助金がありまして、残りの3分の2について100%の充当率となっております。

次に4点目、建設事業債についての見解でございますが、建設公債が発行できる事業につきましては、地方財政法第5条において規定されており、災害復旧事業や文教施設、厚生施設、土木施設などの建設事業となっております。議員ご指摘のとおり、建設公債については、将来の受益者にも広く公平に負担してもらう、世代間

の負担均衡の機能もあります。

しかし、近年は特例として発行されております臨時財政対策債が増加となっており、今後の建設公債の発行については将来負担が過大にならないように、かつ効率的な利用をすることが必要と考えております。

次に5点目、財政状況の提供についてでございますが、予算や決算を初め、財政健全化判断比率や公会計制度の財務4表により、議会での報告、住民への公表を毎年行っているところでございます。

最後に6点目、財政見通しについてでございますが、議員がおっしゃられるとおり、歳入歳出面で多くの課題があると考えております。将来見込みについてでございますが、以前より申し上げておりますが、今後は減収を見込んでの財政運営になると思われま。

なお、当町の現在の財政状況ですが、起債残高は減少傾向にあり、また財政調整基金は増加傾向にありますので、健全な状態を維持していると考えているところでございます。

私からの回答は以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは質問事項の2番目、平成27年度の主な施策・事業について、質問要旨の1点目、介護保険事業についてお答えいたします。

まず、地域支援事業についてですが、議員さんがおっしゃられたように、市町村間でサービスの格差が生じる懸念がありますが、今後、近隣市町の動向を把握しながら、東庄町に合ったサービスが提供できるよう進めてまいります。

また、ボランティア団体やNPO等を活用した事業展開を図るわけですが、地域資源の乏しい町ですので、今後、ボランティア団体の育成等に力を入れていきたいと考えています。

その一つとして、介護予防事業へのボランティアの参加協力依頼やボランティア養成講座の拡充、ボランティア団体のまとめ役である町社会福祉協議会との連携、強化などに努めてまいります。

なお、町の要支援認定者数は平成26年度末で173人、そのうち地域支援事業

に移行するサービスを受けている人数は、訪問介護が2人、通所介護が52人となっております。今後のサービス内容と利用料につきましては、事業開始予定の平成29年度までに決定することになります。

次に、介護保険料と利用者負担についてですが、第1号被保険者の保険料決定の経緯とサービス量の見込みについては、本年3月に策定した第6期介護保険事業計画において、団塊の世代の方たちが75歳以上の後期高齢者となる平成37年度を見据え、平成27年度から平成29年度までのサービス利用者数及び給付費を見込むとともに、平成29年度に町内で特別養護老人ホームの開設が見込まれるため、給付費の増額を見込み、保険料を算定いたしました。

介護保険料の基準月額、全国平均が5,514円。千葉県平均が4,958円となっており、東庄町は平均を下回っておりますが、今後も介護予防に力を入れ、給付費の抑制に努め、保険料の伸びを抑える取り組みを進めてまいります。

また、在宅サービスの充実による利用者の負担増や利用者の収入額による2割負担によってサービスの利用を控える懸念については今後の利用状況を注視していきたいと考えております。

なお、2割負担となる年金受給者数及び介護認定者数は住民税等が確定していないため、現在のところ把握できておりません。

次に、特別養護老人ホームの入所者についてですが、多床室利用で、一定の所得があり、負担が増える対象者数は8人でございます。

また、入所者は4月末現在で60人、入所待機者数は1月1日現在ですが、各施設からの報告で69人となっており、入所待機者のうち要介護3以上は45人、要介護2以下は24人となっております。

なお、要介護2以下での特例入所の基準については、認知症の高齢者、または知的・精神障害等で日常生活に支障を来す症状や家族等からの虐待の疑い等による場合となりますが、各施設で入所検討委員会等を設置して、入所の判定を行っております。ただし、必要に応じて市町村の意見を求めることができることとなっております。

続いて、地域包括ケアシステムの構築については、議員さんがおっしゃられたように、医療と介護の連携が最重要課題ですので、町では平成25年度に千葉県との共催で在宅医療と介護の連携に向け、地域の医師、看護師、ケアマネなど、多職種

協働による会議や研修会を開催しており、平成26年度からは町独自で研修会等を開催して連携を図っております。

今後、地域ケア会議の設置を含めて、高齢者が住みなれた地域で安心して生活できる体制づくりに努めてまいります。

また、地域コミュニティの構築については、元気な高齢者に地域の支え手として活動していただくなど、地域の住民が一体となった福祉社会の確立を目指し、町としてどういう支援が必要か検討してまいります。

次に、質問要旨の2点目、子ども・子育て支援制度についてお答えいたします。

まず、町における子育て支援の問題点と今後の見通しについてですが、町では平成25年12月に町内の小学生、就学前の子供のいる全世帯を対象にニーズ調査を実施いたしました。その調査結果については議会でも報告しておりますが、町民のニーズとしては土日・祝日の保育サービスを利用したいと回答した人が、土曜日は23.2%、日曜、祝日が11.9%でした。また、幼稚園の夏休み等、長期預かり保育サービスの利用希望は44.2%ありました。

一方、一時預かりなど、不定期の子育て支援サービスの利用状況については、93.5%が利用していないとの回答でした。

放課後児童クラブの利用状況は、小学1年生の利用割合が37%を超えていますが、4年生から6年生も23%を超えており、高学年の利用も増えてきております。この集計結果とあわせて、多くのご意見、ご提言をいただいておりますので、昨年1月に設置いたしました「東庄町子ども・子育て会議」においてご協議をいただき、本年3月に「東庄町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。この計画に基づき、多くの若者が町に定着してもらえるような子育てしやすい環境づくりと保育、教育のサービスの充実を目指し、関係部署と連携をとりながら、東庄町の実情に合った事業を進めてまいりたいと考えています。

なお、幼稚園と保育所を一体化した認定こども園の設置については、近隣の多古町で平成26年度に開設、香取市が平成29年度に開設予定と聞いております。東庄町では公立の幼稚園2園と私立の保育園3園がありますが、議員さんがおっしゃられたように、幼稚園の複数年保育の要望がニーズ調査で多く寄せられていましたので、引き続き町民のニーズを把握しながら、認定こども園については幼保連携型以外の形態も含めて検討してまいります。

次に、放課後児童クラブについてですが、現状は笹川中央保育園に委託して、笹川小学校で実施している「ゆめゆめクラブ」と橘保育園に委託して、公民館東城分館で実施している「すぎのこクラブ」があります。今年度の利用者の登録状況は、ゆめゆめクラブが81人、すぎのこクラブが72人と、年々増加しております。特にすぎのこクラブについては、笹川小学校を除く4校を対象としており、施設及び迎えのバス等の課題を抱えておりますので、今後、小学校の統廃合も含めて、保護者のニーズに応えられるよう環境整備の向上に努めてまいります。

続いて、質問要旨の3点目、生活保護行政と子供の貧困についてお答えいたします。

まず、生活保護についてですが、生活保護費の引き下げによる他の制度への影響については、私見ではございますが、それほど影響があったとは考えておりません。また、現在の生活保護受給者数は54世帯、74人で、平成25年度末と比べ、2世帯3人の増となっており、年々増加しております。

また、本年度に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、県の委託事業で香取郡3町の相談窓口として香取市にエリアサポートライフが開設され、生活困窮者の就労、家賃、学習などの支援を行っております。

次に、子どもの貧困についてですが、今後、実態の把握に努めてまいります、ひとり親家庭の数は増えておりますので、今後も子育て支援の充実に努めてまいります。

議員さんがおっしゃられる学習支援や教育支援策の充実については、教育課の所管ですが、健康福祉課と教育課が連携をとって進めていきたいと考えます。

また、児童扶養手当の増額については、国の制度ですので、増額の要望については市町村会等を通して行うこととなります。

なお、ひとり親家庭の医療費の助成制度についてもさらに周知を図っていきたいと考えております。

次の就学援助制度については教育課の所管となりますので、健康福祉課のほうではこれで終わらせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

教育課長、小林豊君。

教育課長（小林 豊君）

それでは、私のほうからは、就学援助制度についてお答えをいたします。

初めに、就学援助制度における受給者数と受給率についてお答えを申し上げます。

就学援助する児童生徒には、要保護児童生徒と準要保護児童生徒がございます。

それぞれ平成27年5月1日現在、要保護児童生徒の対象者は、小中学校とも該当する児童生徒はおりません。準要保護児童生徒でございますが、人数では小学校で10名、中学校で7名の合計17名となっております。

全児童生徒に対する受給率につきましては、小学校で1.5%、中学校で1.9%、全体であらわしますと1.6%の受給率となっております。

続きまして、就学支援制度の周知方法についてお答えをいたします。

就学支援制度をお知らせする方法につきましては、毎年2月、各小中学校を通じて、在校生と新入学児童の全保護者に資料を配布して、周知を図っております。

また、就学援助の必要な児童生徒につきましては、各小中学校、民生児童委員協議会、教育委員会の三者による合同会議を毎年2月に開催して、個別のケースをくまなく把握するよう努めております。

次に、就学援助認定基準について申し上げます。

先ほども申し上げましたが、就学援助する児童生徒には要保護児童生徒と準要保護児童生徒がございます。それぞれの認定基準であります。要保護児童生徒につきましては、現に生活保護を受給しているものであります。準要保護児童生徒については、生活保護の停止、町税の減免、保護者の職業が不安定、児童生徒の被服及び学用品に不自由を来しているなどを要件といたしまして、教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認めるものでございます。

なお、教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める基準につきましては、同一生計世帯の収入合計、収入額が生活保護基準額、需要額の1.5倍未満の世帯としております。

次に、各市町村間の差異についての見解でございますが、準要保護の認定基準につきましては、原則は各市町村とも文部科学省の通知に基づいております。

本町は、準要保護の申請に当たっては、各学校で書類作成の支援と受理を行い、教育委員会が書類を随時受け付け、認定事務を行っております。

認定に当たっては、児童生徒の生活状況を把握する必要がありますので、学校長の意見と担当民生委員、民生児童委員の意見を付してもらうこととなっております。

本町は小規模な自治体ではありますが、小さな町だからこそ、関係機関との協力のもと、個別のケースをきめ細やかに検討して、就学支援につなげることができるものと考えております。

引き続きまして、ご質問要旨の4、教育環境の整備・充実についてお答えを申し上げます。

小学校統廃合計画及び財政負担、通学条件の財政負担についてのご質問でございます。

まず、新たに校舎を建設した場合の経費についてのお尋ねでございますが、計画がありませんので、その経費は算出しておりません。

改修の規模及び財政負担に関しましては、これまでお答えしてまいりましたとおり、今も見込みで平成32年に統合する場合は笹川小学校の施設をできる限りそのまま使用したいと考えております。

施設整備に関して申し上げます、大幅な改修はせずに経費を必要最小限に抑えたいというのが教育委員会の考えでございます。

スクールバスの運行方法につきましては、今後、統廃合計画の詳細と関連させながら、保護者の皆様など、多くのご意見、ご要望等もお伺いながらの検討事項と考えております。

経費につきましては、その方向性により変動するものと考えております。

学校給食センターの建て替えにつきましては、「新東庄町学校給食センター整備構想(案)」を取りまとめているところであり、具体的な建て替えの時期及び場所、事業費、財源、提供方法等につきましては、まだお示しできない状況でございます。

次に、新教育委員会制度の中の学校統廃合計画等についてのご質問でございます。

新教育委員会制度は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会の連携強化を図るものとされております。

大きな柱は、新教育長制度のほか、首長が招集する教育総合会議が設置されます。

教育総合会議では、教育行政の大綱の策定のほか、教育の条件整備など、重点的に講ずべき施策及び児童生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずるおそれがあると認められる場合の緊急の場合に講ずべき措置について、首長と教育長・教育委員で構成される教育委員会との間で協議、調整されることと

なります。

本町におきましては、新教育委員会制度に移行しており、6月12日に第1回の教育総合会議が招集をされております。

このようなことから、小学校統廃合計画等につきましても、この教育総合会議の中で、協議、調整される事項であると認識をしております。

笹川小学校及び東庄中学校校舎の老朽化に関しての小中一貫教育の時期と場所についてのお尋ねがございました。小中一貫教育に関しましては、将来、実施すべき課題として捉えているところではありますが、教育委員会といたしましても、鋭意研究、検討を行うとともに、さきに申し上げました教育総合会議での協議、調整を踏まえ、校舎の老朽化問題と合わせて総合的に検討してまいることとなることと考えております。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

7番、城之内一男君。

7番（城之内一男君）

いろいろ質問したもので、なかなかあれなんですけれども。

まず、地方交付税については、基本的に基準財政需要額から基準財政収入額を引いたということで、ただ、今、答弁があったその需要額、収入額ということで、考えていくと、計上されている15億4,500万円ですか、それと今の計算式からいうと数字がちょっと違うかなとは思うんですけれども、その辺はなぜ、確かに地方交付税、その算定基準、需要額から収入額を引くのでは、緻密で理解するは本当に難しいんですけれども、ただ、その辺の誤差というか、その辺はなぜ生じているのかという部分をちょっとお聞きします。

交付団体における自治体間の格差、大分格差はあるんですけれども、やはり基本的に財政力の問題だと思うんです。財政力が1に近ければ、それだけ留保財源があるわけですから、基準財政収入額は標準税収の75%分であり、残りの25%あるということは、25%分が留保財源ですから、1に近ければ近いほど財政力はあるというか、その辺はあると思うんですけれども、ただ、東庄町はもう0.5を切っていますし、大変厳しい、県下では最下位の類に入りますし、大変厳しいと思います。

それと今、確かに財政健全化法の指標で改善されているとはいえ、何もしなければ財政は健全化します。今のところ何もやっていないから健全化して、地方債は償還していますから、健全化していくでしょうけれども、これから小学校も建てかえというか、給食センターの建てかえ、公共施設の老朽化、いろいろとあると思うんですけれども、その中で税収も当然減っていく可能性が、懸念というか、それがありますから、その辺を考えて、やはり将来的に見通しをしっかりとってもらいたいと思います。

それと臨財債に関しては、このところ臨財債を発行して、財調に1億とか確かに積み立てていますけれども、臨財債は発行しても発行しなくても、当然、後年度の元利償還金は全額100%補填されているわけですから、発行しなければ償還時にその財源を一般財源として使えます。発行すれば、そのときは一般財源として来てもその償還に当てなければならぬわけですから、やはり臨財債はあるだけの、前年度の実質収支の黒字を見れば、発行しなくてもこれはいいと思うんですけれども、発行しなければ、そのときはそのまま償還時に元利償還金が措置された分は一般財源として使えません。発行しなければ、これは財調に貯金したのと同じだと思うんですが、その辺は財政当局としてどう認識しているか伺います。

それと介護保険、いろいろ質問したんですけど、介護保険にしても、子ども・子育て支援制度、生活保護行政についても、これは市町村対応の部分がありますから、やはり市町村格差、財政力の差もありますから、市町村格差の懸念はかなり残ると思うんですけれども、ただ、介護保険事業についても、要支援サービスが市町村裁量の事業に委託されたときに、ボランティアとかそういう団体の確保が町として本当にできるのか、その心配がありますけれども、やはり地域包括ケアシステムという面が、やはり地域のコミュニティというか、地域の仕組みが、地域の支えが一番重要になると思うんですよ。だから、そのサービスをボランティアで半数を補うとか、厚労省は言っていますけれども、その事業が実施されたときに、そこまで町としてできるのかどうかだけお聞きします。

それと今年度、生活困窮者自立支援法が施行されたところなんですけど、これ本当に市町村にとって大変難しいと思うんですよ。生活保護に至らない、至る前の生活困窮者とは、その基準がどこにあるのか、その生活困窮者自立支援法は福祉事務所がある市は相談窓口の設置が義務づけられていますけれども、調査に関しては、

その相談窓口があるのかどうか、それとその生活困窮者の対象者をどうして把握するのか、相談に来た人だけなのか、相談を待っているだけなのか、その辺もやはり大変市町村にとっては難しいと思うんですけども、その辺だけお聞きします。

それと子ども子育て支援制度については、やはりポイントは認定こども園だと思うんですよ。町においては、幼稚園に関しては、今も1年生、前々から要望があるわけですけども、何ら手をつけていません。方向性さえ示していません。ただ、幼稚園1年なんていうところは、千葉県下であるんでしょうか、そんな自治体はないと思うんですけども、やはり3歳児からの幼稚園の全員入所、就学前教育の重要性を考えたとき、要望がある中で、検討しますとかなんとか言っていますけれども、やっぱり方向性だけは示すべきだと思います。基本的には幼保連携型認定こども園以外の選択しかないとは思いますが、将来的には。ただ、幼稚園にしても保育園にしても、少子化の中でどんどん減っていくのも確かなわけですから、その辺を含めて将来の方向性や町としての方向性を示すべきだと思います。

それとその幼稚園に関しては、今年度、応募者数が、報告によればかなり減っています。今まで72%だったのが半分を切って47%なわけですが、その辺の事情は、子ども・子育て支援制度によってそういうことになったのか。当然、幼稚園に行かないといったら保育園に行くのかもしれないけれども、なぜそう急激にそれだけのものが減ったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それと生活困窮者自立支援法、本当に難しいと思うんですけども、それもそうですけれども、子供の貧困については、やはり本当に問題だと思います。今年度は6人に一人というか、全国的な調査が出ていますけれども、町としては、そこまではいっていないのかもしれないですけども、やはり実態を把握しない限りはわかりませんから、その辺はある程度、実態を把握して、ひとり親家庭も確かにふえています。ひとり親家庭の貧困になる率、リスクというか、その辺は高いものですし、昨年ですか、銚子市においても子供を死亡させるという事件がありましたけれども、ただ、東庄町にとっても他人事ではないと思うんです。やはり子供たちが親の経済状況によって左右されるというか、そういうことのないように、しっかり現状を把握して、それなりの対応が、確かに難しいとは思いますが、してもらいたいと思います。

それと教育環境については、教育課長がかわって、答弁がそれなりにはしてもら

えるとは思ったんですけれども、何ら変わっていません。やはり住民としても検討する材料というか、検討するものがないと、意見を求められて判断しようがありません。それと我々議会としても、予算に今後なるでしょうし、当然、最終決定権は議会にあるわけですから、我々議会として、議員として検討する責任は、これは十分にあります。

それと子供たちの教育の問題ですから、必要最小限、財政的な問題はあるでしょうけれども、必要最小限という中、新しい校舎で、快適な環境で教育を提供するという考え方もあると思うんです。その場合に新しく建ったらどのくらいかかるのか、ただ財政的に、将来的な負担を考えたときに、町としては財政的に負担できないとか。その判断する材料を提供しないと、ただもう2年も3年もかけているわけです。それで試算していないかというか、新しく建てたらどのくらい負担が生じるのか、試算していないんだったら、これは怠慢ですよ。それをされていて説明しないんだたら、これは説明責任を果たしていませんと言えます。住民を集めて皆さんに報告するといっても、何ら報告していないと同じだと思います。質問にも答えていないと思います。

それと判断する材料を与えないでは、やはりいろいろな意見も出ないと思います。いろいろなものを出して、いろいろな意見を聞いてやるべきだと思います。

それとその小学校統合計画、給食センター、それが新しい教育委員会制度によって、首長の権限が強くなる。新教育長の権限も強まった中で、変わるのか変わらないのか、これははっきりした答弁はなかったんですけれども、やはり子供たちの教育の問題ですから、それによって変わることはあまりよいとは言えない。確かに小学校の統廃合、現在の計画、個人的には、ベストだとは私自身は思いませんけれども、ただ、それによって教育の方針が変わることは決していいことではないと思います。

それと、小中一貫校についても実現を目指してとじていますが、やはり将来的課題と言っていますけれども、やはり将来的課題ではなく、今、小中一貫校のいいのか悪いのか、どういうものが良いのか悪いのか、その部分を十分に検討して、将来的に学ぶべき課題ですというふうな、ただ将来的に課題ですと言われても、やはり検討はすべきだと思います。

それと小中一貫校にしても、小中一貫校をつくる場合は、笹川小学校の位置では

できません。当然、敷地を考えるとできません。役場庁舎を中学校の位置へ持って行って、ここへという方法もあるかもしれませんが、ただ、そうするとやっぱり中学校の位置しかないと思うんですよ。だから、その場合、将来的に小中一貫校をやるんだったら、中学校の位置に何年ごろを目途にやります。その財政負担額がどのくらいかかります。これは概算ですよ。これはっきりした試算で示さなくてもいいですから。ただ、検討する材料を与えなければ、判断できない。それは行財政運営については説明責任が、これは行政にとっては十分にあります。これは当然です。

それとあと小中一貫校というか、それに対しては東庄中の位置しかないとは思いますが、それで中学校の位置と笹川小学校の位置では、これは小中一貫校、一貫教育が成立しません。小中一貫校や一貫教育をやる場合は、どちらか一体型か隣接型かしかないでしょうけれども、隣接型にしよ、1キロも2キロも離れていたのでは一貫教育は成立いたしません。その辺を含めて、将来的な方向性は示すべきだと思います。

説明責任は十分に果たしてもらいたいと思います。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、2回目の質問、私のほうから3点、お答えさせていただきます。

地方交付税の数字が違うということでございまして、私が申し上げた金額は、差し引きしますと15億7,652万3,000円ということになります。その金額と予算書に示されております15億4,500万円ということで、違うというご指摘だと思います。予算書には内端に計上してございまして、その辺ご理解をお願いしたいと思います。

また、何もしていないものではないかなというご質問でございしますが、経費節減に努めておりまして、毎年留保財源を確保しているところでございます。

また3点目、臨財債の発行につきまして、発行しなくてもいいのではというご質問でございしますが、会計全体のバランスを考えまして、留保財源とのことを考慮いたしまして、決めているところでございます。以上です。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、私のほうからも3点ほどだと思いますが、お答え申し上げます。

まず、地域支援事業へ移行することについてですが、現在、県のほうでもその事業に関しまして市町村の職員を集めまして、研修会等を毎月のように開催しております。確かに市町村間の格差が生じるおそれが生じますので、県のほうもそれにあった支援策というか、事業展開を考えておりますので、それを含めてこちらも対応できたらと考えております。

一番は、ボランティアの育成ということですが、これについても社会福祉協議会やボランティア協議会等との協力を密にして実施したいと考えております。

2点目の生活困窮者支援法によるということ、生活保護に当たらないボーダーラインの方等についてだと思えます。生活保護につきましては、県の生活保護課のほうで認定をしております。窓口は町が当然窓口となっておりますが、保護については生活保護課ということ、それに至らないというか、ボーダーラインの方につきましては、先ほど答弁をさせていただきましたエリアサポートライフという相談窓口が、これは香取郡3町の相談業務の窓口ということですが、香取市にありますので、東庄町の中では町の社会福祉協議会、それと健康福祉課の福祉係が窓口となって、相談に対応することとなります。

3点目の認定こども園の設置についてですが、これについても現在、子ども・子育て会議、これからも引き続き継続して、開催してまいります。その中で、保護者の方のご意見等をいただきながら、検討してというか、方向性を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

教育課長、小林豊君。

教育課長（小林 豊君）

種々のご指摘等いただきました。答弁のほうは繰り返しになります。申しわけございませんが、個々の答弁に関しましては控えさせていただきます。

ただ、計数的なものに関しましては、まだ議会の本会議で皆様にご提示できるものはないというのが実情でございます。

あと、個々のことでいただきましたご提言は、貴重なご意見として事務局として

承ります。ありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

7番、城之内一男君。

7番（城之内一男君）

確かに教育委員会としては、やはりそれなりの判断する材料を与えてもらいたいと思います。

それとあと教育委員会制度が変わったということで、それが変わるのか、統合計画も変わるのか、それはやはり懸念されるところです。教育委員会とその首長の総合教育会議については伺いたいところですが、教育長が任命されていませんので、次の機会に伺うことにいたします。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

以上で城之内一男君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。ご苦労さまでした。

（午前11時44分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（鎌形寿一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

1番、宮澤健君。

1番（宮澤 健君）

1番、宮澤です。私のほうから救急体制について、それから消防団の今後の方向性について、2点について伺いたいと思います。

過日、6月7日に町防災訓練で、ことしは区長、民生委員、日本赤十字社と、幅広い訓練が実施されました。学校や公共施設等にAEDが設置されて万一の事故への対応として心強いものがあります。

しかし、東北地方の学校では教職員の救命講習の受講率が30%台、東京、神奈川など都心部においては80%と大きな差があるとの報道がありました。4月の定期異動や新採の関係で変動はあると思いますが、我が町の受講率の状況をお聞きします。

小学校高学年以上を対象として、授業の中で講習等は実施されているか伺います。

これもニュースで見たのですが、小学生でしたけれども、自宅で父親が突然倒れて、心肺停止となり救急要請をした後、父親を救いたい一心で懸命に心臓マッサージを続け、救急隊員へと引き継ぎ、その後も、甲斐あって病室で家族と会話ができるまでに回復したとのことでした。

この子供は、ボーイスカウトで訓練をしたことから対応ができたそうです。実際に通報から救急車が到着するまでの時間というのは、全国平均6分30秒というふうに言われていますけれども、今は出動回数も非常に多いということで、8分とも言われております。一人で心臓マッサージを続けるには大の大人でもかなりの重労働です。できるだけ周りの人たちが協力し合うことが大切です。

福島県のいわき市で、高校2年生の男子生徒が5人の命を救ったという記事がありました。しかし、自分は津波の犠牲となってしまったと。津波が来るから早く逃げると、あるいは近くの養護施設のお年寄りたちを、一緒に担架で運んだりして、救助活動をしたということですが、自分の親類の体の不自由な人を心配で見に行ったら、そのまま津波にのまれてしまったというふうに聞いております。その後、その生徒の遺品を見たら、財布の中に普通救命講習の受講書が出てきたと。受講により、自分の家族、あるいは命の大切さというものを心に秘めていたあらわれであると思います。

救急というのは四つの輪による連携、早い通報、早い応急手当、早い救急処置、早い救命医療が必要です。伝達、連携は訓練して身につけていくことが大切と考えます。この町ではボーイスカウトの活動が知られていませんので、学校での指導、訓練は必要ではないかと思えます。

体力的に小学校高学年以上の訓練は実施されているかお伺いします。

続いて、AEDの設置ですが、現在は予算化されているのは5年のリース契約でしょうか。出始めたころは価格も35万円ぐらいというふうに、非常に高額でありましたけれども、現在、大分普及しているために、機種にもよりますが、十五、六万円ぐらいで購入できるようです。台数が100台とかにまとまると10万を切るような値段を聞いております。消防署の救急隊員へ患者を引き継いでいくことから、香取広域市町村事務組合を窓口として、広域の市町村を取りまとめることによって台数をクリアできるのではないかと考えております。

また、日本赤十字社を経由するとか、更新時期を考慮して経費を抑えるために購

入についても視野に入れて検討、協議してはどうかと思います。

リースの場合、定期的なメンテナンスが実施されていますか、お伺いします。リース、買い取りのメリット、デメリットも考慮しながら、対応は可能かどうかお伺いいたします。

続いて、2番目の町消防団の今後の方向についてお伺いします。

昨年、町内の区長宛てにアンケート調査が実施されました。その結果も区長宛てにフィードバックされ、ことし各地区ごとに区長と消防団幹部による組織検討会が開催され、地域の希望と課題が浮き彫りになったように思います。

少子高齢化で職業が自営業の人は少なく、地区外に勤めに出ている人が大半でございますけれども、地区から消防団のために団員を苦慮して選出しているように思われているようです。しかし、自分たちの地域、区民の生命と財産を守るために集落の住民は全戸加入して消防団を組織し、集落から地区のために消防費をおさめ、区民全員参加での活動をしてもらっているわけであります。団員の身分は非常勤の公務員で、保険の保障もあります。

活動ですが、あらゆる災害状況の対応と、常備消防の後方支援です。その場で臨機応変な活動であります。特に部長以上の役割は団員の安全確保を第一に考え、その上、効率よく活動をすることではないでしょうか。それには経験と知識も必要であります。近年は団員経験がなく、地区の代表の正副分団長に選出されている団員もいます。

同時に、団員にもアンケートが実施されました。香取広域市町村事務組合消防団条例、規則も理解して体制整備に協力的で、昨年の幹部が本部付分団長として残り、任期2年制に協力的でもありますが、地区の区長会等では、消防団員の経験がない区長もいるため、十分な理解がまだ得られていません。2年の任期で選出することには、人選に大変苦慮することからでしょうか、協力体制が得られていません。

東庄町として団員確保にはどのようにかかわっていくのかお伺いします。

次に、今後の消防団組織について。

近隣の部と合併や再編を望んでいるところもあります。

少子高齢化、住民の減少、自営業者も減少して、地域外に勤めている人が多い中、現状の235名の確保と4分団22部の組織をこのまま維持し続けていくのか。

東庄町として、消防団の組織を再編する考えはあるのかお伺いします。

今後、消防、防災のあり方をどのように整備していくのか、消防防災は全町民が加入して、その役員が消防団員であると思っております。町行政としての考えをお伺いします。

1回目の質問を終わりにします。2回目以降は自席にてさせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

教育課長、小林豊君。

教育課長（小林 豊君）

それでは、ご質問事項1、救急体制についての要旨1、救命講習の実施についてでございます。

教職員の受講状況でございますが、今年度4月現在、幼稚園2園では、臨時講師も含め、7名全ての教職員が受講済みでございます。

小学校5校及び中学校では、それぞれ72名及び26名の教職員が受講済みであります。

新規採用等で未受講の教職員につきましては、1学期中には救命講習を受講し、全ての教職員がAEDを取り扱える体制を整えてまいります。

次に、小学校高学年以上に対する救命講習でございますが、毎年中学3年生を対象に救命講習を実施しております。しかし、小学校高学年及び中学1年、2年生を対象とした救命講習は実施しておりません。

小学生の受講は中学校で実施されている3年生を対象とした救命講習に各小学校の代表者、いわゆるJRCの委員であります。数名が受講している程度でございます。

AEDによる救命措置は、小学校高学年の児童等には体力的、さらには精神的に負担が大きいものだと考えております。

しかしながら、救命は迅速な対応が不可欠でございますので、今後は適切な初期対応への取り組みや側面からのAEDの取り扱いができる教職員への素早い連絡等、幅広い学年への指導、訓練の可能性を検討してまいりたいと考えております。

私のほうからは以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、私のほうから A E D の設置について、香取広域で窓口となり、構成市町全体で購入できないかとのご質問についてお答えいたします。

A E D の設置につきましては、それぞれの市町村で独自に現在実施しております、更新時期や契約の方法もさまざまでございますので、香取広域が事業主体となって一括契約するには調整が必要になると考えているところでございます。

次に、消防団に関するご質問でございますけれども、消防団の組織としては香取広域市町村圏事務組合の中の消防団、東庄町消防団という位置づけになっております。そういったことから、まず消防団の幹部団員の確保に関するご質問でございますが、正副分団長といった幹部団員は、知識や経験が必要不可欠であり、現在の 1 年の交代制を 2 年制で運用したいという団本部や消防当局の意向は十分理解するものでございます。

一方で、消防団は地域に密着した組織でありまして、それぞれの自治体が母体となって消防団員が選出されておりますので、各自治体、区の十分な理解が必要となります。

区によって、さまざまな事情がございますので、完全な 2 年制への移行はある程度の年数がかかることもやむを得ないものと考えているところでございます。

さらに組織再編、合併、消防団の合併の話でございますが、現在、消防団で協議を進めているところでございます。

よりよい方向に向かうよう、町としても期待しているところでございます。いずれにしても、町といたしましても、協力してまいりたいというように考えておるところでございます。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

1 番、宮澤健君。

1 番（宮澤 健君）

どうもありがとうございます。

小学校の高学年以上について、A E D というよりも、心臓マッサージ、心肺蘇生法等について重要性を説明なり、講習をしていただければいいかなと思います。

今、教育の中で道徳を取り入れようというようなこともありますけれども、その前にまず命を助けることが一番大事ではないかなというふうに、優先順位からする

と、そういう部分を考えております。

それから、消防団のほうですけれども、平成25年に地域防災力充実強化法が成立しまして、消防団に対しての報酬手当の引き上げ等、大分改善が行われた一方で、公務員が消防団員を兼ねることが認められておりますので、町に消防自動車等もある中で、そういった部分で連携をとっていただけるようお願いできればと思います。

また、長崎県の壱岐市の人口が2万8,000人ということですから、我が町の約倍ですけれども、そこに消防団員は950名いるというふうに出ております。また昨年1年間で13名の団員がふえたというふうなことも書かれております。それから、この間、口永良部島ですが、火山噴火がありましたけれども、あそこには消防署もないし警察もない中であって、地域住民を避難させたり、ふだんの防災については消防団員が当たっているというふうなことも聞いております。

そういった限り、非常に消防団員の役割というのは大切なものではないのかなというふうに思いますので、一部では手当の見直し等も検討されていることもありますけれども、待遇改善を行いながら、団員がスムーズに確保できるように図っていただければと思います。よろしく申し上げます。

それから、関連としまして、今、東庄町には工業団地がありますけれども、あそこの企業との協力体制はどうなっているかお伺いします。町と連携はどのようにとれているのか、ふれあい祭り等では、消防自動車が展示されて、防災の啓蒙活動を行ってもらっていますけれども、実際に消防団のほうの訓練等には参加されているわけではありませんし、実際の災害現場で、その工場で用意されている消防自動車等も稼働していませんし、なかなか実際に機能できるのかどうか、またいざ災害といった場合に、そういった企業からの応援体制がとれるのかどうか、そういったこともお伺いしたいと思います。

今後、そういった協力体制をとれるようお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

では、私のほうから、待遇改善と工業団地内の企業の組織との連携についてお答

えさせていただきます。

待遇改善につきましては、消防団と検討させていただきたいと思います。

また、工業団地内の企業の消防組織との連携でございますが、現在は話し合いはしておりませんが、協力体制をとっていることは災害対策に有効だというように思っています。今後、企業との連携に向けて協議をさせていただければなと思っていますところでは。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

以上で宮澤健君の一般質問を終わります。

次に、13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

山崎ひろみでございます。眠い時間ですので、皆さん目が覚めるように、なるだけ大きな声で質問させていただきたいと思います。

本日は、二つの質問事項で一般質問を行わせていただきます。

初めに、町民の安心、安全を守る取り組みについて伺います。

テレビのニュースや新聞等で、凶悪な傷害事件や身近な窃盗事件まで、犯罪報道がされない日はないと言えるほど日本の安全神話も崩れてしまいました。自分の身は自分で守る。そしてまた地域の安全は地域で守る。そのためそれぞれができる範囲で全力を尽くすことが地域の安全対策のあり方だと思います。安心安全なまちづくりのための防犯対策は、予防的方法を取り入れながら進めていかなければならないと考えます。

皆さんもご存じのように、街頭に設置された防犯カメラは、事件や事故の後の捜査等に活用されることはもちろんのこと、犯罪の抑止効果も期待されます。町内の要所要所に防犯カメラの設置ができれば、それに越したことはありませんが、費用が高額になるため、設置することが難しいことと認識しております。そこで、あまり費用をかけずに防犯対策に有効な手だてはないかということになります。昨今、市町村の公用車にドライブレコーダーを設置するところが出てきています。

兵庫県猪名川町は、町職員が運転する公用車計70台に設置。全公用車103台のうち町職員が日常的に運転する車55台と消防本部のポンプ車など15台に取り付け、総費用は約50万円。事故原因の解明に役立てて、安全運転への意識を高め

るのが狙いであり、そしてまた事故の抑止力になることを期待しているとのことです。

埼玉県坂戸市は、ライトバン型の白塗りの業務用車など、約100台の全公用車に設置。市の業務で走る公用車が交通事故や犯罪などの画像情報を記録することで、地域の防犯に役立つ狙いとしています。設置費用は約90万円。車の前方の画像を約28時間分、上書きし続けながら録画するものです。当初、西入間警察署の要請を受け、導入を決めたとのこと。市は、市内を走る公用車が防犯カメラのような役割を果たすのと同時に、職員の車の運転の安全向上につながるとしています。

北海道日高市は、消防団車両を含め、全公用車81台。費用は77万円。設置は市の職員が行ったとのこと。

そのほか神奈川県大和市、秦野市、横須賀市、埼玉県草加市、栃木県真岡市、鹿児島県伊佐市等々、多くの自治体が導入をしています。

そこで、我が町としては、この取り組みに対してはどのようにお考えですか。

そしてまた、町の公用車にドライブレコーダーを設置するお考えはあるかお聞きしたいと存じます。

次に、昨今予測不能な事件や、子供や女性を狙った犯罪が多発しています。そしてまた、それは全国どこでも起こり得ることであると認識しなければなりません。

10年前、私が要望して、町のホームページからアクセスすると県警の不審者情報マップが見られるように設定していただきました。しかし、先日、これが見られないとの指摘があり、確認したところ、やはり見られない現状を確認いたしました。

現在、小中学校の保護者に対しては、学校の連絡等にあわせて不審者情報もメール配信されていると伺っております。しかし、子供のいない家庭や、又、たとえお孫さん等が同居していても、情報が家族まで届かない状況にあると思われま。親御さんは昼間、自宅にいないことが大半です。やはり、そのような情報は広く周知して、家族やそのほかの町民の皆さんに防犯に役立てていただくべきだと考えます。

近隣の市町のホームページを開くと、トップページで、不審者情報をアクセスできるようになっているところが多くあります。我が町も情報提供すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

それから、現在、登下校の際、ボランティアの皆さんが子供たちの見守りをしてくださっておりますが、この方たちにも情報を入れてあげてほしいと思います。

今は高齢者の皆さんもパソコンや携帯電話を持っている方も大勢いらっしゃいます。不審者情報のメール配信も必要だと考えます。町民の防犯意識を高め、更には犯罪を未然に防ぐためにも、町として手だてしていくべきと考えますが、当局の見解をお聞かせください。

次に、質問事項2番目の教育行政に関することについて伺います。

厚生労働省は、中高生によるインターネット依存に関する全国調査を実施し、2013年8月に発表しました。

調査では、「問題や不安から逃げるためネットを使うか」など、8問中5問以上当てはまると「依存の疑いが強い」と分類し、その割合は、中学生の6%、高校生の9%で、中高生全体では8%となり、これを全国の中高生数で計算すると約52万人と推計しています。

また、男女別では女子が10%、男子6%で、女子の高い理由は、チャットやメールを多く使うためとしています。

日常生活や健康への影響は、「睡眠の質が悪い」が59%で、依存がない人の2倍近くとなり、また「午前中に調子が悪い」は24%で、依存がない人の3倍近くとなります。

ネット依存の問題点は、昼夜逆転などによる不登校や欠勤、成績低下、ひきこもりなどばかりではなく、睡眠障害や鬱症状になるなど、精神面でのトラブルも引き起こすほか、視力の低下や長時間動かないことで、10代でも筋力低下や骨粗しょう症といった身体症状の悪化を招くおそれもあります。ネット依存は、たった1カ月で重症化することもあるそうですから、一刻も早い対策が必要で、とりわけ早期発見が何よりも重要です。遅刻、欠席を繰り返したり、無気力だったり、日常生活の中で発する依存のサインを見逃さないことが大事である点を、保護者や教師へもしっかりと啓発し、子供たちにもその怖さをしっかりと認識させることが重要であると思います。

そこで、まず初めに、このネット依存の調査報告についてのご所見をお伺いいたします。

また、保護者や教師への依存のサインを見逃さないような啓発など、ネット依存者を出さない取り組みについてお伺いいたします。

次に、文科省が昨年10月に発表した全国の小中学校、特別支援学校における2

013年度の問題行動調査によると、いじめ認知件数が18万5,860件で、前年度より1万2,000件余り減少したものの、依然して多くのいじめが確認されています。一昨年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。現在、各自治体で基本方針の作成や組織の設置など、対策を進めていることと思いますが、我が町の取り組みの状況をお聞かせください。

次に、子ども議会の開催について伺います。

私は、これまでも中学生による模擬議会や子ども議会の開催を提案してまいりました。そのときの答弁は、学校教育のカリキュラムの調整が難しいとか、学校側に提案してみるとのことでした。

かつては開催していた時期もありました。現在、近隣の市町では、実施しているところが多くあります。どうして我が町では開催できないのでしょうか。国のほうでは、現在18歳選挙権について審議され、6月4日には衆院本会議において全会一致で可決されました。この後、6月中旬にも参院本会議で成立する見通しで、来年夏の参院選から導入される予定と見ております。

私は、子供たちが自分たちの町のことをどう考えているのか、また、政治に対して興味を持って、いずれは選挙権が与えられたときに自分の考えや思い、また地域のこと、国のことを考えられる人になってもらいたいと願っております。

教育委員会としては、取り入れるお考えはないのでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。2回目からは自席にて行わせていただきます。
議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、山崎議員の質問の1点目、町民の安心、安全を守る取り組みについてお答えいたします。

町の公用車にドライブレコーダーを設置する考えはあるかというご質問ですが、ドライブレコーダーはみずからの運転が映像として記録されるということで、運転者の安全意識を高めることに効果的であると考えておるところでございます。設置には経費も発生しますが、設置に向けて今後、検討してまいりたいと考えます。

次に、不審者の情報等の周知についてですが、不審者情報は教育委員会から保護者に情報発信しているところですが、一般の町民の皆さんにも提供することが安心、

安全の確保につながると考えます。

警察等から不審者情報が提供された場合は、今後、町のホームページや防災メールを活用して情報提供、注意喚起をしてみたいと考えます。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

教育課長、小林豊君。

教育課長（小林 豊君）

それでは、質問事項の2、教育行政に関することの要旨1、青少年のインターネット依存対策についてでございます。

まず、ご提示のありました全国調査の所見について申し上げます。

調査結果につきましては、厚生労働省の推計として、2013年8月1日に報道各社から発表されたものと解しております。

しかし、この調査は厚生労働省が公式に実施した調査ではなく、厚生労働省が公募の上、採択した研究費の補助事業によるものであります。本件調査は、未成年の喫煙、飲酒状況に関する実態調査研究と題された日本大学医学部の研究成果であり、インターネット依存に関しては、その一部の成果としてのみ掲載されております。あくまでも研究段階の推計であり、厚生労働省の査読を得ていないため、本件に関しましては、参考程度にとどめておくことが必要であると考えております。

インターネットは、人類にとって有用なインフラであります。しかしながら、テレビ等の報道でネット依存等も報道されているところでもあり、それらの弊害には社会全体の取り組みとして捉えていく必要があるものと考えます。本町の小中学校では、携帯電話、スマートフォンの学校への持ち込みは禁止をしており、学校生活ではその利用が制限されております。しかし、学校外での利用については、児童生徒の自覚によるものが大きくなります。

文部科学省では、子供のための情報モラル育成プロジェクトを立ち上げ、スマートフォンなどの利用によるネット依存やSNS等の利用に伴うトラブル等の課題に対する対応策について検討し、政府外の各関係団体に啓発を協力要請しているところであります。

本町においても、このプロジェクトの趣旨に協力する形で児童生徒及び保護者向けに啓発資料を配布する等の施策を講じ、児童生徒と保護者がスマートフォン等の

取り扱いについてよく話し合うことの大切さを啓発してまいりたいと考えております。

ご質問の要旨2、いじめ防止の取組みについてでございます。

平成25年9月に施行されたいじめ防止対策推進法により、全ての学校が、学校いじめ防止基本方針の策定と学校におけるいじめ防止等の対策のための組織を置くことが義務づけられました。平成26年3月、本町でも全ての小中学校でいじめ基本方針の策定と生徒指導部会を核としたいじめ防止対策委員会を設置し、いじめ防止、早期発見、いじめに対する適切な措置に取り組んでまいりました。

今後はいじめはどの子供にも起こり得るという事実を踏まえて、道徳教育の推進、教職員研修への積極的な参加、保護者や地域住民等への啓発活動を行い、より一層教育委員会と学校が連携して、いじめ防止対策に取り組んでまいりたいと思います。

ご質問の要旨3、子ども議会の開催についてでございます。

議員のご指摘のとおり、18歳選挙権が審議され、現実味を帯びていることを考慮しますと、政治へのかかわり方等の学校での教育の必要性が増してきていると考えます。

その手法は、これからさらに検討を加えられるとともに、一定の方向性が示されるものと推察しております。

本町におきましての現段階での取組みは、小学校においては国会議事堂の見学、中学校におきましては生徒総会を活用し、議会の運営を模した形での運営を取り入れております。

ご質問の子ども議会の開催につきましては、教育の一環としてのその目的の明確化が難しいこと、また実施の方法によることにもなりますが、少人数の児童生徒のみに資するものとなりがちなことから、現時点で子ども議会の開催は考えておりません。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

初めに総務課の答弁ですけれども、ドライブレコーダーは設置に向けて検討していくということで、実施していく方向でいくと認識してもよろしいのでしょうか。

それから震災情報もホームページ、防災無線で発信していくということをやっていただけということでもよろしいでしょうか。

あと、防犯対策ということで、防犯灯のLED化とか、あと公用車に全てに防犯パトロールのステッカーを張るとか、やっぱり町全体がそういう形で取り組んでいくのが大事ではないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

教育行政に対することですが、本来でありましたら教育課長だけでなく、教育長のご所見を伺いたいところですが、現在も不在ですので、残念に思います。

インターネットの普及による社会の情報化は、子供たちの生活や心身の問題に大きな影響を及ぼしています。特にパソコン並みの性能を備えたスマートフォンは、長時間利用による健康や学習への悪影響のほか、いじめやインターネット上の犯罪の温床になるなど、多くの問題が浮上しております。ネットの適切な活用方法、情報マナーの向上の取り組みが求められているところだと思えます。総務省の昨年9月に公表した青少年のインターネット・リテラシー、リテラシーというのは、情報ネットワークを正しく利用することができる能力だそうです、この指標によると、スマホの保有者は全体の88.1%となり、昨年よりも上昇しております。また、一日のインターネットの利用時間が2時間を超えるとリテラシーが低くなっていくという結果も出ております。

先ほど課長も答弁されましたが、うちの町でも小中学生は学校にスマホなど、携帯電話を持っていくことは禁じられていると思いますが、家には買い与えられていたり、親や家族のものを借りて使ったりしていると聞いております。総務省では近年、関係事業者や団体と連携して青少年が安心安全にインターネットを利用するため、青少年や保護者、教職員等に対し、インターネット・リテラシー、マナー等の向上のための講座等を多数開催して啓発活動を行っています。いろいろな事例が出ておりますので、我が町もそれらを参考にして取り組んでいったらいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

それから、いじめ防止の取り組みですが、政府は6月5日、数日前の新聞ですけれども、2015年版子ども・若者白書を閣議決定して、その中で深刻な子供のいじめ問題に関する半年ごとの調査で、過去半年に仲間外れ、無視、陰口の典型的ないじめ被害を受けた小学生が半数程度いるという結果を盛り込みました。6年間で見るといじめ被害を一度も受けたことのない割合は10%程度だったそうです。ま

た、2004年から2012年にかけて半年ほどの調査の結果、小学生は毎回半数程度いたことがわかりました。さらに2007年度の小学校4年生が中学3年生になるまでの6年間で見ると、いじめ被害を経験しなかった割合はわずか13%で、加害者にならなかった割合も12.7%にすぎなかったそうです。

40%の子供が、被害、加害ともに6回以上経験したという結果が出ております。

内閣府は、被害者や加害者が特定の同じ子供とは限らない、多くの子供が被害も加害も経験し、入れかわる形でいじめは進行していると分析しております。これは実態であると思います。そこでですが、文科省では昨年11月にいじめ防止に効果があったとされる事例を全国の学校から募集し、特にすぐれた事例を資料にまとめ、公表しました。この資料では、生徒全体の取り組み、子供サミット、また特徴的なプログラム、さらには校内体制の整備の4分野に分けて、合計31校の取り組みを紹介しております。このような先進事例を参考に、我が町の学校でも取り組んでいくことが必要ではないかと考えますが、教育委員会のご所見を伺います。

最後に子ども議会ですが、一般質問では三度させていただきました。一度目のときは、子ども議会ができないならということで、町長が東庄中に伺って、子供たちと膝詰めで懇談してくださったこともありました。それから10年ぐらいたつかなと思うんですが、今はそのような気配もございません。周りの市町村ができて、なぜうちができないのかというのがいまだかつて不思議で、課長の答弁ではちょっと理解しがたいところがありますが、もう少しまた違った角度から検討していただきたいと思います。

以上で2回目を終わります。

議長（鎌形寿一君）

教育課長、小林豊君。

教育課長（小林 豊君）

2回目のご提案に対して、お答えをさせていただきたいと思います。ネット依存ということでのご提案でございます。

インターネットは、先ほど私も申し上げましたとおり、人類にとっては非常に有用なインフラであると認識しております。ただ、その弊害は、やはり先ほども申し上げましたけれども、社会全体でそれぞれ対応策をとらなければならないだろうと思います。

ただ、教育の中では、それにできる限りのこと、やはり啓発活動、それしかないのだと思いますが、啓発、それからそれに合わせた教育手法を開発しながら進めてまいりたいと思っております。

2番目のいじめ対策の関係でございます。先進市の事例をお示しいただきました。先進市の事例を取り入れることには全くやぶさかではございませんので、ぜひ照会をして、取り入れたいと思っております。

子ども議会につきましては、先ほどの答弁のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

総務課は答弁がなかったということで、了承していただけたということで承りました。

先ほどのインターネット依存なんですけれども、皆さんが今、毎日毎日テレビやニュースで見ているとわかるんですけれども、そういう、私はパソコンというか、インターネットは幼稚園以下のレベルしかないので、子供たちのほうがよっぽど使いこなせます。それが、子供たちは社会常識とか、いろいろな知識が低いために、ちょっとした書き込みが違法になることもあるし、多くの人に迷惑をかけたたりすることが認識できないまま使っている子供たちが多くいます。これはやっぱり早い時期に教育をしてあげるべきだと思います。親が、今の若いお母さんたちはどうかわかりません。私たちの年代では、子供にちょっと教育するということが無理かと思っておりますので、それなりの手法を使って、ぜひ学校の中でも取り入れて教育していただきたいと思います。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

以上で山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

次に、8番、高木武男君。

本人から資料の配付の申し出がありましたので、これを許しました。

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

それでは、一般質問、二つほどさせていただきます。

まず最初に、国保小見川総合病院について。

3月議会終了後の全員協議会において、副町長より小見川総合病院とのかかわりについて、見直さなければならないという発言がありました。

小見川総合病院とのかかわりを見直すということは、病院組合からの離脱をするものと私は理解いたします。

小見川総合病院は、小見川町長、山本力蔵氏の発案で、小見川町、東庄町、山田町のきずなの象徴として開設されたと聞いております。今、この3町のきずなが断ち切れようとしています。

そこでお尋ねします。病院組合からの離脱はなぜしなければならないのでしょうか。離脱に至った経緯と理由について説明願います。

小見川総合病院問題について、議会との話し合いはあるのでしょうか。また、あるとすればいつでしょうか。お伺いいたします。

次に2番目、観光資源についてお尋ねします。

町の活性化策として観光振興は重要です。世界遺産に値する自然遺産や文化遺産は、この町には見当たりません。観光振興にはどうしても観光資源の創生が必要かと存じます。兼田ぜきの保全と里山ゾーンの設定による観光資源の創生を提案いたします。

質問要旨1、兼田ぜき周辺の禁猟区の設定について。

窪野谷地先にある旭市の飛び地である兼田ぜきには、白鳥やカモ等が飛来して、羽を休めておりますが、残念ながら禁猟区でないため、すぐに飛び去ってしまいます。禁猟区の設定や解除は県の所管事項かと思えます。町の活性化と観光振興のため、兼田ぜき周辺の禁猟区の設定を県に申請していただきたいと思えます。

兼田ぜきに白鳥を呼び込むため、町はどのような認識があるのかお伺いいたします。

質問要旨の2番目。里山ゾーンの設定について。

これは先ほど議長から話がありましたが、里山ゾーンの資料について、写真集ですけど、ぜひごらんになってください。

里山の良さは誰もが知っています。森林組合の開催する里山ウオーキングには予約申込者が殺到し、15分で締め切られるほどの人気があります。健康志向の高ま

りで、ウォーキングする人も年々増えているようです。歩きながら、道路際の里山の風景を眺めれば、ウォーキングはより楽しいものになります。道路際より5メートルほどの帯状の里山、これが里山ゾーンです。町道の法面や山林等を里山ゾーンとして設定し、観光資源として整備してはいかがでしょうか。

里山として整備された場所は、ごみの散乱が激減します。町道と里山ゾーンの整備をセットで行うことは町民のニーズに叶ったものと存じます。里山に対する認識を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

副町長、清水正幸君。

副町長（清水正幸君）

ただいま高木議員から3月定例議会終了後の全員協議会で議員各位に小見川総合病院の当時の現状についてお話をした際の言葉を引用して、私が発言した内容を高木議員なりに離脱と結論づけてご質問をされましたが、私はそのような説明をした記憶は毛頭ございません。

私が説明を申し上げたのは、今まで長い間、小見川総合病院の構成員の一員としてかかわってきた病院でありますので、老朽化に伴う病院の建て替えに反対するものではございません。しかしながら、でき上がった病院の経営形態については、地域に密着した病院、今までの総合的な2次医療、3次医療を担う病院から、地域に密着した病院へと方向転換がやや見受けられるところであります。そうなりますと、東庄病院との機能分担についてダブってくるところがあります。したがって、その部分において、今後、慎重に小見川総合病院のあり方について、町の関与の仕方について検討していく必要がありますよというところでお話ししたように思います。

したがって、今、高木議員の私が離脱を決意したとかしなかったとかという形での質問には、ちょっとお答えすることはできません。

それと小見川総合病院の建て替え整備に関する基本構想・基本計画がありますが、この中にも病院の医療機能としては急性期の医療、かかりつけ医の機能、それから在宅医療の三つを柱としてやるということになっております。そうすると、ほぼ東庄病院と似た病院の機能になる。本町の財政規模からして、これら二つの病院にかかわった経営をすることについて、今後は議員の皆さんと一緒に検討していきまし

ようよという趣旨でのご説明を申し上げたところでございます。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長、大後修司君。

まちづくり課長（大後修司君）

それでは質問事項2の観光資源についてお答えいたします。

最初に、兼田ぜき周辺の禁猟区設定についてでございますが、兼田ぜきに関しましては、ご指摘のとおり旭市の飛び地となっております。その関係で、禁猟区を設定するには旭市と東庄町がそれぞれ所管の地域振興事務所に申請することとなります。

申請の趣旨が野鳥の保護という内容であれば、どのような野鳥がどのくらい飛来するのか、詳細の調査を実施することが必要となってきます。

また、禁猟区に設定されると、有害鳥獣の駆除等も実施できなくなりますので、地元の皆さんや猟友会の意見を聞きながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、里山ゾーンの設定についてでございますが、高木議員がおっしゃるように、きれいに整備された里山を歩くのは大変気持ちがいいものです。ごみのポイ捨て等も防ぐ効果があると思います。

町内では現在、森林組合で2カ所について里山ゾーンとして整備している実績がありますので、今後、森林組合の意見を参考にさせていただきながら、地元の皆さんと協力、連携を図り、整備に向けて検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男一君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

小見川総合病院については、今、離脱ではない、かわりを見直すという話でしたが、これはごみ処理や消防等のかかわりにもこれは影響を及ぼすのではないかと思います。その点についても、どのように考えているのかお伺いをしたいと思います。

それから、小見川総合病院が東庄病院と同じレベルの病院になるというような話でした。同じような病院だったら、それでは結果的には離脱をする、そういうことにはならないんでしょうか。私としては3町でかかわってきたごみ処理や消防とのこともありますので、慎重に検討していただきたいと思います。

議会との話し合い、そのことについてはどのようになるんでしょうか。お伺いします。

それから、兼田ぜきなんですけど、町は兼田ぜき周辺の禁猟区の設定に前向きにはちょっと感じられません。いろいろな鳥獣の被害があるとのことですが、どんな被害で、その被害額は幾らなんんでしょうか。また兼田ぜき周辺で狩猟を楽しむ人は町内に何人いるんでしょうか。兼田ぜき周辺の鳥獣等のそういった自然を守ることよりも被害のほうが甚大なんんでしょうか。その辺についてお伺いいたします。

それから、里山ゾーンの設定についてです。

里山は、毎年、手入れをしなければなりません。里山ゾーンの設定をするに当たっては、その地域の人、森林組合、そして行政の三者が話し合い、里山ゾーンの維持管理に努めなければなりません。そして、三者の協力、連携により、この里山ゾーンが次の世代の文化遺産になると存じます。兼田ぜき周辺の禁猟区の設定も里山ゾーンの設定も東庄町の観光資源の一つであり、町の活性化策になるものと思います。

町は、本当にこれをどのように考えているんでしょうか、お伺いいたします。

以上で2回目を終わります。

議長（鎌形寿一君）

副町長、清水正幸君。

副町長（清水正幸君）

高木議員、どうしても離脱、離脱しないを二者択一で議論を進めたがっているようですが、そういう問題ではなくて、そういうことも含めて、皆さんと一緒に検討しましょうよという問題提起をさせていただいたというのが私の真意でございます。

それから、東庄病院と小見川総合病院を同じレベルの病院という表現をされていますが、同じレベルの病院という表現は、私はただの一度もとったことはございません。そこはお間違いのないようお願いをしたいと思います。

それと他の共同処理の事務事業と小見川総合病院の関連ですが、そんなに関連づ

けて考える必要もないのではないか。小見川総合病院と東庄町との関連については、香取市東庄町病院組合という一部事務組合のなかでの事務処理の話、それからごみ処理、消防、火葬場等については、香取広域市町村圏事務組合での事務事業での話、これは分けて考える必要があるのではないのでしょうか。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長、大後修司君。

まちづくり課長（大後修司君）

兼田ぜき周辺の有害鳥獣による被害、また猟友会、猟を行っている者の数につきましては、把握はしておりません。ただ、一旦自然保護区に設定しますと、有害鳥獣の駆除ができなくなるということで、地元の皆さんとこれから協議して、検討してまいりたいと考えます。

里山等につきましても、三者、協力していかなければなりませんので、地元の皆さんの協力を得ながら進めてまいりたいと思います。

議長（鎌形寿一君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男一君）

里山ゾーンについては、三者でこれから協議していってみたいということで、ありがとうございます。

それから、兼田ぜきなんですけれども、これはやっぱりそういうカラス等の有害鳥獣と言っていますけど、それとカモや白鳥等の人々を癒す、そういうため池の風景、どちらがこの町にとっていいのか。どちらがこの町にとってプラスになるのか。そういうことも踏まえてやっていっていただければいいのかなと思います。

それから、病院のことなんですけど、私は、副町長が言ったように、まだ離脱を決めたわけでもないというのは、それはそれでわかりますけれども、私は心配して言っているんです。心配して発言をしているんです。そのことを十分に念頭に置いて、これからも議会と話し合いを持っていただきたい、そういう要望で質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

副町長、清水正幸君。

副町長（清水正幸君）

私も副町長としまして、東庄町の行く末については十分心配をして施策を研究しているところです。

議長（鎌形寿一君）

以上で高木武男君の一般質問を終わります。

次に、10番、鈴木正昭君。

10番（鈴木正昭君）

10番、鈴木です。それでは質問させていただきます。

現在、経済社会の脆弱が進み、人口減少、高齢化の浸透、グローバル化の進展、環境問題の深刻化など、地域をめぐる環境が大きく変化してきています。これに即刻対応していくことも困難な状況となってきております。

財政状況が逼迫するとともに、多様化する住民ニーズへの対応など、ますます状況が激しくなっている中で、本町の限られた財源、住民のもと、多様な住民ニーズのうち、真に必要なものを選別し、最も包括的で、かつ効果的な対応が求められるというふうに、VFM、BV等、そこで民間によってノウハウ、技術、創意工夫等を活用する民間との協働も考えられるものではないかと思えます。

そこで、次の事項について質問したいと思えます。

質問事項1、公共サービスの改革について。

質問要旨、1、協働の現状について伺いたいと思えます。

これまでの行政サービスは提供主体の現状は第三者の目を入れることがあったとしても、基本的には地方自治体みずからが検証して、決定してきました。このため、自治体が民営化やPPPなどを通じて、民間の活用を図ると判断して、初めて当該自治体が都となる民間主体の公募に応募があった民間主体による提案内容を審査し、事業者を選定する内容になっていました。これに対して、民間提案制は、自治体が行政サービスの概要を交渉し、その内容を検討した民間が民営化やパブリックプライベートパートナーシップ、PPPですか、官民連携の活用を図る提案を募集するものであります。

地方公共団体側からは、民間基本に対して、地域への後継を求めることができ、民間企業側からは、地域への貢献を目に見える形で行うことができます。

そこで、質問要旨2の提案型公共サービスの民営化制について、見解を伺いたいと思えます。

少子高齢化の中で、労働人口はますます減少し、そして30年後には女性の平均寿命は100歳になると言われてきました。健康寿命も90歳ぐらいに延びると予想され、現在、60歳定年、62歳から65歳まで再雇用が普及してきました。65歳から75歳ぐらいまでは現役並みでボランティア精神も旺盛であり、リタイア組のふる里に貢献できる満足感、人材づくりの場として、また働く人口としての若者たちにとっても、土曜・日曜に社会に貢献できる使命感等があります。

そこで、要旨の3、今後の展開について伺います。

厚生労働省は、適度な運動によって医療費が七、八%削減され、健康事業は10年伸びると予想しています。にもかかわらず、ひきこもりの男性が多く、いろいろな行事も体制もされ手が少ない。したがって、運動不足によって筋肉が衰退し、サルコペニアとなり、ついには寝たきり老人になって、臓器の状態が不全になると。そういうことで、質問事項の2、何度もくどいようですが、町民の保健について伺います。

質問要旨1、中高年の運動による健康支援の現況、今後の取り組みについて伺います。

続いて、質問事項3、先般、障害者優先調達の推進法が公布されました。この法律は、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就労する障害者の経済面の自立をし得るため、国や地方公共団体、独立行政法人等の公益期間が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的、積極的に購入することを推進するために整備されたものであります。

平成25年4月1日より施行されております。地方公共団体は、障害者就労施設から物品の調達方針を作成するとともに、年度終了後到達の実績を交渉することになっていました。

地域の施設がどのような商品を手がけているかを十分に把握しておらず、報酬を決められなかった自治体が多かったとのことであるが最近のニュース現場で報道されました。本町にも障害者就労施設、在宅障害者が多数おられると思うので、障害者優先調達法について伺います。

質問要旨1、策定の状況。取り組みについて伺いたいと思います。

以上で第1回目の質問を終わります。2回目以降からは自席でよろしく願います。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、鈴木議員の質問の1点目、公共サービスの改革についてのご質問についてお答えいたします。

公共サービスの改革は、公共サービスが行政で実施する場合と民間に任せたいほうがよい場合を検討して、民間に任せたいほうがよい場合を検討して、民間に任せたいほうが効率的である場合には民間委託を推進しましょうというものでございます。本町では、平成19年度から食肉センターにおいて指定管理者制度を導入しているところでございます。

また、外出支援バスは、シルバー人材センターに運行を委託し、介護保険関係のデイサービスにつきましては、民間に委託しているところでございます。

また、納税の関係では、今年からコンビニ収納を開始しますが、民間と連携し、住民サービスが向上する例として挙げられると思うところでございます。

また、提案型公共サービスの件につきましては、またその今後の展開という点でございすけれども、町で実施している事業を全て公表し、民間から委託や民営化の提案をとる制度が提案型公共サービス民営化制度ということで認識しているところでございます。

本町の自治体の規模では、現在のところ民間から提案を募集するという事は考えておりませんが、継続的に事務事業を見直し、民間活力の導入を進めてまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

質問事項の2点目、町民の保健についてお答えいたします。

質問要旨の中高年の運動による健康支援の現状、今後の取り組みについてですが、介護予防事業として65歳以上で介護サービスを利用していない方を対象に運動教室や出前講座などを開催しております。平成26年度は、げんき教室が22回で、実施人数が84人、延べ612人。はつらつ教室が34回で、実人数81人、延べ

1,007人。出前講座が15回で延べ68人となっております。

また、特定高齢者を対象としたいきいき健口教室が12回で、実人数20人、延べ94人。もりもり教室が30回で実人数70人、延べ705人となっています。

なお、本年度からはつつ教室を町公民館でも開催し、2教室から4教室と増やしたほか、新しい事業として外出の機会がない方などで閉じこもりになるおそれがある方を対象に、ミニデイサービスを竜神苑のコミュニティーホールを利用して開催し、ボランティアの協力をいただいております。

さらに保健衛生事業として、本年度から64歳までの方を対象とした体操教室を開催しています。これは血糖値や血圧が高めの方などに生活習慣病の予防や改善のための運動をしていただくものでございます。

また、保健福祉総合センターにはエアロバイクが5台ありまして、町民の方に自由に使っていただいております。現在の登録人数は50人で、平成26年度の利用状況は実人数41人、延べ126回となっています。

本年度も利用者が多くなっており、5月にはエアロバイクの講習会を実施しております。男性の参加者が少ないということですが、男性の参加者に声をかけていただくなど、参加を促進するための方策を検討してまいります。

町といたしましては、今後も町民の健康増進のための施策をより一層推進してまいります。

質問事項の3点目、障害者優先調達推進法についてお答えいたします。

質問要旨の策定の状況と取り組みについてですが、町では障害者優先調達推進法に基づき、毎年障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針を策定し、調達可能な物品等の情報を収集し、関係部署に情報を提供するとともに、優先的に調達するよう、依頼しております。

調達方針は、例年6月に策定し、調達実績は、会計年度終了後、それぞれ町のホームページで公表しております。

平成26年度の調達目標額は10万円以上で、調達実績は平成25年度が10万6,616円でしたが、平成26年度は23万3,311円と大幅に増加しましたので、平成27年度の目標額については、引き上げを予定しております。

なお、町内の障害者施設とのかかわりについてですが、調達の対象となる障害者就労施設は、北総育成園となすな工房となっており、学校給食や児童館行事、献血

などで物品等の調達を行っております。

以上でこれを終わります。

議長（鎌形寿一君）

10番、鈴木正昭君。

10番（鈴木正昭君）

聞き洩らしましたけど、策定状況は完了ですね。それから、この協働体に向けて、確かに今、町でも指定管理者制シルバー人材センターの問題、確かに業績も上がっております。

そういったことで、まだまだ私から見れば公設、民営でも、教育体制がどんどん見直す内容のものがあるように感じるんですよ。そういったことで、インターネットで募集し会議なりなんなり開いていただきまして、十分な住民の声を聞いていただいて、よりよい方向に持って行っていただきたいと思います。

現状では、指定管理者制を引くとか、新たに考えているとか、そういった新事業の計画はございますか。

この近辺には成田空港があり、数多く大企業があり、全く潜在的な人材は十分にあると思うんですね。この人たちを有効に活用していただいて、そういう人たちは若い人たちが十分サポートできるような体制に持っていったらありがたいなと思います。

それから、今後、そういう対応を考えているのかどうか、ぜひ答弁願いたいと思います。

それから、質問事項2の中で、保健についてですが、やはりもちろん食育も大事、ここに医食同源といいますか、そういうことを踏まえて、ありますけれども、健康運動をすることによって、何か一人の医師が医療費削減につながるということで、それもできれば要望も含めて、この公民館主催、町の行事に参加した場合は、健康ポイントを付与して、プレミアム商品券を対応するとか、あるいは塩分濃度計とか、万歩計とか、体重計とか、血圧計とかなんかでも結構ですが、そういうふうに景品として出てもいいかなと選ぶと思うんですね。やはり機種を、おしゃれという意味では、大きな予算が組まれるんじゃないかなと、こう考えております。

それから、質問事項の3になりますけれども、在宅障害というのは、かなり東庄町にもいると思うんですよ。それで、在宅障害者の場合は、自宅でネットを通じて、

テープの聞き起こしだとか、ホームページの作成、今はデータ入力等ができますので、現に障害者でも在宅勤務というふうに住みよい暮らしづくりのために、ぜひそういうこともどんどん改善していただきたいと思いながら、2回目の質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

鈴木議員の2回目の質問で、2点ほどお答えいたします。

まず1点目、現時点での計画はございますかということでございます。例えば、指定管理者制度等につきましては、現在のところ、これがというものはありませんけれども、今後、いろいろな形で検討していきたいというふうに思っております。

2点目、質問から推察しますと、成田空港もあるということで、そこから定年退職された方とかの町への協力体制とかというような形で、そういうような質問があったということで私からお答えさせていただきますけれども、地域にとっては貴重な人材でございますので、十分にご協力をいただきながら、行政運営を図れるような形をとっていければなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、先ほどの鈴木議員の要望だと思いますが、医療費の削減につながるために、教室に参加された方に健康ポイント、塩分濃度の測定器、万歩計等の景品を出したらどうかということですが、今後、議員さんの要望をお伺いして、近隣の市町の状況等も踏まえて、検討していきたいと考えております。

それとあと在宅障害者の場合のネットを通じた就業ということですが、今回の障害者優先調達推進法とはかけはなれていますので、この場ではちょっと答弁は控えさせていただきます。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

以上で、鈴木正昭君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後2時40分とします。

(午後2時25分 休憩)

(午後2時40分 再開)

議長(鎌形寿一君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。3番、大網正敏君。

3番(大網正敏君)

3番、大網でございます。早速質問に入らせてもらいます。

東庄町町制施行60周年事業について伺いいたします。

昭和30年7月20日、笹川町、神代村、橘村、東城村の1町3村が合併し、輝かしい歴史と伝統を持った由緒ある東庄町が誕生いたしました。

町制施行60周年という節目に町民とともに一緒に祝うため、またみずからの町の誇るべき魅力や強みを改めて見直し、町や町民を愛し、心豊かな、ふれあう町であることを認識するための記念事業の遂行をお願いします。

ホームページでは、東庄町の誕生から現在までの概要を次のように記載しています。

町の基幹産業は稲作や畑作などの農業です。周辺地域では、昭和40年から昭和60年代にかけての高度経済成長期に、鹿島臨海工業地帯への企業進出と鹿島港開港、成田国際空港の開港、東関東自動車道の延伸などの開発が進み、成田や茨城県神栖市などの事業所に本町から多くの方が就職しています。

また、本町でも、東庄工業団地を造成し、昭和62年から平成元年にかけて企業を誘致しました。現在では、10社の企業が操業しており、身近な就職先として町民の受け皿となっています。

以上のとおり、東庄町の60年間の歴史を紹介しております。

町の誕生から60年、還暦という大きな節目の年を町全体で大いに祝い、にぎわい、盛り上がり、そして思い出が深い年になるようにするため、東庄町町制施行60周年事業の基本構想として次のことをお聞きいたします。

1、記念事業の基本的な考え方として、意義、テーマ、期間などをお聞きいたします。

2、どのような事業をお考えなのか、またPRの方法を教えてください。

要旨2、経緯としてどのような検討や会議を行ったのか内容を教えてください。
質問事項2、地方創生に移ります。

3月に板寺議員が質問しましたが、引き続き質問をいたします。

地方創生について、まち、ひと、しごと創生法が成立し、昨年末にはまち、ひと、しごと創生総合長期ビジョンと総合戦略が閣議決定されました。

また、昨年末に閣議決定された地方での好循環拡大に向けた緊急経済対策を実行に移すため、国の平成26年度補正予算が2月に成立し、地域住民生活等緊急支援のための交付金として地域消費喚起・生活支援型と地方創生先行型の二つのタイプが用意されました。

そこで、地域消費喚起・生活支援型のプレミアム付き商品券についてお聞きいたします。

国の地方創生対策の目玉とされるのが、地域消費喚起・生活支援型事業です。このうち消費刺激策として期待されるのがプレミアム付き商品券の発行です。東庄町でも1口1万円で3,000円のプレミアムを付加した、町内で使用できる商品券を1万口発行し、総額1億3,000万円の商品券です。このようなプレミアム付き商品券がそれぞれの市町村で発行を予定しております。そこでお聞きいたします。

1番、他の市町村の商品券との違いを教えてください。2番目、予約券や取扱店の進捗状況を教えてください。3番、効果の確認の仕方として、どのような方法があるかお聞きいたします。

次に、地方創生先行事業に質問を移ります。

目的は、地方公共団体による地方版総合戦略の早期かつ有効な策定と、これに関する優良施策等の実施に対し、国が支援します。内閣総理大臣の指示によれば、仕事づくりなど、地方が直面する構造的な課題への実効ある取り組みを通じ、地方の活性化を促す事業です。

そこで、東庄町の地方創生先行型事業をそれぞれの事業ごとに、目的、概要をお聞きいたします。

3番目として、ふるさと納税をお聞きいたします。

ふるさと納税は、住む場所と違う自治体に寄附すると所得税や住民税が減額される仕組みを使い、ふるさとの町や頑張っている自治体を応援したい、そんな気持ちをあらわす税務対策です。

2014年の寄附総額は142億円と、導入された09年度から倍増いたしました。その理由として、寄附した人に自治体が贈る返礼品の充実が指摘されております。返礼品は、農産物や海産物、工芸品といった特産物が多く、自治体にとっては税収をふやすだけでなく、地元の産業や観光をPRする絶好のチャンスになります。しかし気がかりなのは多額のふるさと納税を集めようと自治体が返礼品の豪華さを競うような風潮が広まっていることです。

また、4月より税制改正が行われ、大きく2点ほど変更になりました。一つ、控除金額が2倍になり、2番目に確定申告が不要になったということで、より多くの人がふるさと納税を行うと思います。

そこで税制改正についてお伺いします。町ではどのような対策を考えているのかお伺いいたします。

また、返礼品について、次の点をお聞きいたします。

返礼品を始めた理由と、返礼品の算定基準、それと返礼品の選出方法をお伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わりにいたします。次回から自席にて行いますので、よろしくお願いたします。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

答弁に当たりまして、参考資料を配付させていただきたいと思います。

議長（鎌形寿一君）

ここで答弁者から資料を配付したい旨の申し出がありますので、これを許します。お願いたします。

（資料配付）

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、大網議員の質問事項の1点目、60周年事業につきましてでございます。

昭和30年に1町3村が合併しまして、東庄町町制施行60周年という節目を迎

えました。町ではこれを祝して、平成27年1月から28年3月までを60周年記念期間として、60周年記念と冠をつけた各種事業に取り組んでおるところでございます。

次に、事業とPRについてでございますが、住民に周知してもらうため、2種類の60周年記念ロゴマークを作成しました。このロゴマークを町の広報誌、のぼり旗、懸垂幕、業務用の封筒に使用し、町民等にPRを行っているところでございます。

また、60周年記念ピンバッジを作成し、職員等が胸元につけ、PRを図っております。

事業といたしましては、7月20日に町制施行60周年記念式典を予定しております。その式典当日の夜に公民館大ホールで一般住民の方に楽しんでもらうため、60周年記念の浪曲会を行う予定でございます。

次に、事業等の検討方法についてでございますが、事業等の検討については、庁内各課等において意見、アイデア等を取りまとめ、企画していただき、町長を初め、各課長等で構成する庁議で検討しているところでございます。

続いて、質問事項2の地方創生についての地方創生先行型事業についてでございますが、お配りしました一般質問参考資料をごらんいただきたいと思います。

地方創生、3月議会で9事業ということでお示しいたしました。この中では番号が振ってあるのが8番まででございますが、一番上の番号がついていないものでございますが、東庄町総合戦略策定事業につきましては、策定ということでございますので、とりたてて住民に関する事業ということではございませんので、事業としましては8事業ということで記しております。

それでは、一つ一つ簡潔にお答えします。

地方創生には四つの基本目標がございます。その目標についての具体的な施策といたしまして、東庄町では8事業を計画したところでございます。

基本目標1、地方における安定した雇用を創出する事業としまして、1の物産品販路拡大事業、2の創業促進支援事業、3のまちづくりリーダー育成事業が3点、3事業が計画をしているところでございます。

物産品の販路拡大につきましては、東庄の農産物をいろいろなところで物産品を販売するための販路の拡大をするということでございます。

創業促進支援事業につきましては、東庄町で新しく事業を行うための支援事業。まちづくりリーダーの育成事業につきましては、農商工の若いリーダーづくりというところで計画しているところでございます。

基本目標2、地方への新しい人の流れをつくる事業につきましては、4の就農希望者・就農支援事業、5の移住・定住支援事業でございます。4の就農希望者・就農支援事業につきましては、就農の希望者を募集する、その手助けをするというような事業でございます。

5の移住・定住支援事業につきましては、空き家の調査をいたしまして、移住できるような形のものを将来にわたって構築していければいいなというような形でございます。

続きまして、基本目標3の若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業といたしまして、6、7、8ということで、婚活応援事業、子育て支援事業、子育てガイドブック作成事業でございます。

6の婚活応援事業につきましては、そのものずばりでございます。

7の子育て支援事業、これは現在もスタートしております保育園の学童保育のバスの支援を行っているところでございます。

8の子育てガイドブック作成事業につきましては、子育て世代に対するガイドブックを作成するというところでございます。

基本目標4、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するについては、今年度は事業がございません。今後の展開となるところでございます。

次に、質問事項3に移ります。

ふるさと納税についての制度改革についてでございますが、東庄町ではいただきました寄付金を社会的投資の資金として受け入れ、個性豊かなふるさと東庄のまちづくりに資するため、東庄町ふるさと応援基金を設置し、適正に運営を行っております。

また、ふるさと東庄のまちづくりの費用に充てる場合は、町民の意見を反映させるため、使途選定委員会の意見を聞き、決定し、運用しておるところでございます。

制度改革といたしましては、この6月1日からインターネットサービスによるクレジット決済による寄付が可能となるようにいたしましたところでございます。

次に、返礼品についてでございますが、寄付者に対して、感謝の意をあらわすとともに、地場産業の振興を図るために記念品贈呈を平成26年度より実施しておりますところでございます。

特産品の贈呈は、ふるさと納税額が1万円以上となる寄付者が対象となりまして、また返礼品につきましては、町のお土産として推奨したいものとして町民の評価の得ているものから現在は4品の特産品、米、イチゴ、豚肉加工品、しょうゆから希望商品を選んでいただき、贈呈いたしておりますところでございます。

私からは以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長、大後修司君。

まちづくり課長（大後修司君）

それでは、質問事項2の地方創生についてのうち、プレミアム付き商品券についてお答えいたします。

1点目として、他の市町村の商品券との違いについてでございますが、千葉県内の他の市町村は、事業主体が全て商工会等で発行するため、利用期間が6カ月と制限されております。本町につきましては、県内で唯一、町が事業主体となっているため、利用期間の定めは特にございません。ただ、このプレミアム付き商品券は、国の交付金事業でございますので、実績報告等、取りまとめが必要となってきます。そのため、本町においては、1月20日までの約7カ月間を利用期間と定めております。

2点目に、進捗状況についてでございますが、5月の広報にて購入方法についてお知らせし、往復はがきでの予約販売という申し込みを5月31日で締め切りました。その結果、約3,500セットの予約申し込みがあり、残りの6,500セットにつきましては、6月28日、日曜日、午前9時から役場出納室で先着順にて直接本人への当日販売といたします。

取扱店につきましては、6月の広報折り込みによってお知らせしておりまして、きょう現在で170店舗の登録がございます。取扱店のリストにつきましては、町のホームページで随時更新するとともに、6月20日、土曜日には新聞折り込みで購入方法及び取扱店をお知らせする予定となっております。

最後に3点目といたしまして、効果の確認の仕方についてでございますが、10

月以降に広報やふれあいまつり等を利用して、アンケート調査を行い、効果を測定したいと考えております。

以上です。

総務課長（鎌形寿一君）

3番、大網正敏君。

3番（大網正敏君）

内容、わかりました。

まず、60周年記念事業につきまして、これは来年の3月までであると存じています。まだまだ期間が長いので、これからでも遅くはないと思いますので、各委員会、もしくは協議会みたいな形をつくってもらって、町民みずからの60周年記念事業をという形で、町主体でなく町民主体の60周年記念事業を企画できるような委員会や会議等をできるような方法をとってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

それと、プレミアム付き商品券でございますが、これは予定どおりの枚数が売れない場合には、どのような方法をとるのか、ちょっとお伺いします。

それと、結果としてアンケートをとるということですが、どのような方法のアンケートをとるのかお伺いいたします。

それと、地域創生先行型事業、先ほど一般質問参考資料として配っていただきましたが、東庄町総合戦略対策事業、これはもう広報で3人ほどですか、募集をかけております。あとの残りの人は、学識経験者という形でおりますので、町の意見が、町民の意見が入るかということ、そんなに入らないんじゃないかなと思うんですよ。したがって、ちょっとこの8事業の中で、まちづくりリーダー育成事業、これは若い町民といいですか、青年団や商工会の青年とか、農協の青年部等の力をかりて何かやるよう課題を出して、全てやってもらう、道筋をつくってしまうのではなくて、どうだという、預けてしまうような事業をやってもらって、そこから今度は新しいリーダーが生まれてくるのではないかなと思うんですが、それについてどんな考えなのかお伺いいたします。

それとふるさと納税でございますが、ホームページで募集の方法が多少変わって、いいほうに改善したのかなと思っております。クレジットカードでも決裁が、あと寄附の申し込みの簡素化、これはなかなかよくなったかなと思っております。しか

しながら、もう少しホームページでふるさと納税の返礼品はこういうものだよというのをアピールしたほうがいいのかと私は考えています。これについてお考えをお伺いします。

それと返礼品なんですけれども、返礼品は4品、選定されておりますが、町内にはまだ自分のお店の特産物だとか、お店の商品とか、観光の宣伝をしたいというお店があると思うんです。町が決めたお店ではなくて、そういう事業者も交渉したらいかがでしょうかと思います。うちの店の宣伝としてこれを使ってくださいという事業者がいると思います。

それとあと返礼品のほうなんですけど、ただ返礼品を渡すのではなくて、参加型といいですか、東庄町に来てもらうような返礼品、もしくは事業に参加してもらう、そういうようなお返しの仕方というのはいかがでしょうか。商品の豪華さを争うような方法ではなく、東庄町に寄附をしたということが物すごい喜ばしいような、本人がうれしくなるような方法の返礼品なんかを考えたらいかがですかと思います。

2回目の質問をこれで終わります。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

5点について回答いたします。

まず1点目、60周年記念事業の協議会等をつくって、その事業を検討してみればというような話だと思います。

町が委員会、協議会をつくりますと、かしこまっちゃってあまり発展しないというのが今まであったわけでございます。60周年事業ということではございませんけれども、いろいろな事業が計画されているように私のところに、情報に入ってきております。例えば商工会のほうでは60周年事業としましてコンサートをやるような、こんな話も聞いておりますし、また音楽関係の団体では町のチャイムをつくってみたいというようなお話も聞いております。また、いろいろな団体があると思います。そういう団体で、いろいろな活性化資金とかもありますけれども、そんなことを利用していただきまして、やっていただければいいなというように考えているところでございます。

次に、まちづくりリーダー育成事業につきましては、大網議員のお話を参考にし

て、何か新しいリーダーづくりをしていきたいというように思っております。

まだ手探りの状況でございますので、いろいろなご意見を聞かせていただければと思っております。

また3点目、ふるさと納税でございますが、ホームページを見ていただくと、ふるさと納税、そこでクリックすると次のところに飛ぶんですけど、アピール不足というのはあるやもしれませんで、その辺ちょっと検討させていただければと思います。

また、返礼品、4品だけかということでございます。これも加工品であったり、いろいろなことを検討していくようにしたいと思っております。事業者からの募集ということにつきまして、検討させていただければと思います。

また、東庄町に来てもらうような返礼品はいかがかというようなことですが、どのような方法があるかちょっと私、今、ここで、頭の中でのイメージが思いつきませんけれども、そういうような形ができればまた、それはそれでいいかなということで、参考的な意見としてお伺いさせていただければと思いました。

私からは以上です。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長、大後修司君。

まちづくり課長（大後修司君）

売れ残った場合ということでございますけれども、まだ販売しておりませんので、売れ残りについては今のところ想定しておりません。ただ、6月28日の発売日以降、土日祝日を除く平日に役場出納室で、1万セットを完売するまで販売してまいりたいと思います。またPRにも今後努め、売れ残りがないようにしたいと思います。

次に、どのようなアンケートの方法かということでございますが、アンケート調査の方法につきましては、国からひな形が示されておりまして、その内容で利用の実態等を調査し、地域経済に対しどの程度の影響、効果があったのかを把握することになります。

調査自体は商品券の購入がきっかけで、いつもより多目に商品を購入したかどうか、それはどのような商品であるかなどを把握する内容となっております。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

3番、大網正敏君。

3番（大網正敏君）

いろいろな答弁、ありがとうございます。

60周年記念事業といいますか、大体全てなんですけれども、町民の活力や知恵とか考え方、あと労力も、なるべく町民の人に助けてもらうという形をどんどんやったほうがいいのかと。

ふるさと納税、その返礼品でいえば、商工会や経営なども相談して、どういふふうなものがあるかとか、そういう相談をかけてもいいのかなと思っております。

それから、プレミアム付き商品券は、これはまだ売っていないのであれなんですけれども、常に継続して1万口売れるように頑張ってもらいたいと思っておるし、協力をしたいとこちらは考えております。

それとアンケート、これは国の決まりということで、いい結果が出るように今後ますます頑張っていきたいと思っておりますので、我々もちょっとこれから協力したいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

それから最後は要望ということで終わりにしたいと思っておりますので。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

以上で、大網正敏君の一般質問を終わります。

次に、4番、花香孝彦君。

4番（花香孝彦君）

4番花香孝彦です。議長のお許しをいただきましたので、質問事項、安心・安全なまちづくりからの人口減少対策について、大きく1点、主旨としては、いろいろな施策の情報を発信することで、人口減少対策になるという観点から、2点について質問いたします。

要旨1、北ルート開通に伴う通学路整備計画について。2、事故・犯罪の増加情報、これからの子育て世代への経済的な支援情報、町広報を利用した情報の積極的な発信及び共有についてを伺わせていただきます。

ここ数年間、町民の代表という立場として、町民の皆さんから話をいただいた中で最も多かったのは、人口減少問題についてだと強く感じております。

約3年前、平成24年9月定例会にて、人口減少の対策について質問させていただきましたが、いま一度、伺わせていただきます。

東庄町の将来の人口について、1万人を下回る予測が出ていることは、既にご存じのとおりだと思います。

その大きな対策として、地方創生、まち・ひと・しごとづくりであり、これからは、地方が注目され、少しずつではありますが、地方に活気が戻ってくるのではないかと期待するところです。

しかし、私は、人口減少の問題については、特効薬的な施策はなく、町道を整備し、商工業や観光を活性化させ、働く場所をつくり、婚活を進め、子育てしやすい魅力的な町を、総合計画のような長期的な施策を確実に実施していくことが重要であり、その目標の達成こそが人口減少の対策であると考えようになりました。

先月のニュースでは、千葉県が人口が回復し、安全・安心の地域社会づくりや魅力発信などに取り組んできた成果と知事のコメントのとおり、東庄町も、安心・安全なまちづくりを目指し、安心して子育てができる、交通事故も犯罪もない安全な町。町の将来を担う子どもたちに対する魅力的な施策の充実こそが次世代を担う子どもたちへの社会福祉対策が重要と考えます。

前回の3月定例会では、幼稚園の入園料を無料とし、また、高校生までの医療費の無償化や、予防接種の助成、学校給食費の1,000万円の補助、チャイルドシート購入補助金など、町ではいろいろと新たな施策を始めており、子育て世代に対して経済的な支援の充実が図られております。

また、小学校の再編や、子ども子育て会議などにより、町民の声を直接聞き、施策に反映する新しい会議の場も進んでおります。

しかし、直接的な安全対策として、路側帯のない道路が多く、今後、北ルートが完成した際に大型の自動車の交通量がふえることを考えると、この北ルートはいつ開通するのかということが重要になると考えております。

北ルートについては、県議、町長、先輩議員、担当課長・職員と、今まで多くの方々がかかわることにより、用地買収にもめどが立ち、完成予定図も掲げられ、近いうちに開通できると思われれます。

それでは、この北ルートはいつ完成するのか。まずは1点目として伺わせていただきます。

2点目として、北ルートの開通に伴い、大型車両の交通量がふえる幹線道路があると予測されます。

また、この6月より道路交通法が変わり、自転車に対する取り締まりが厳しくなり、3年間に2回違反すると、自転車運転者講習を有料で受講するという取り組みが始まっていますが、14歳以上が対象ということであれば、通学の中学生もその対象となります。

自転車は歩道を走れずに、車道を走ることになっておりますが、路側帯を設けることにより、安心して通学できる環境が整備されます。

大人たちが、車が優先という考え方を見直していただき、子どもたちに思いやりを持ち、安全運転に努めていただければよいのですが、簡単に変わることはありません。

通学環境、路側帯の整備を進めていただきたいと考え、特に北ルート開通に伴い、交通量がふえる主要道路は早急に整備しておかなければならないと思いますが、安全を確保するための計画を伺わせていただきます。

参考までではありますが、昨年、東庄町では交通事故の死亡事故が3件発生いたしており、香取郡では多古町0件、神崎町0件であり、1年間で3件ということは、事故が多い町ということになります。

個々の事故の原因は把握いたしておりませんが、子どもたちが巻き込まれないように、また、新しい道路ができたことによる事故がないように、事前に調査・対策をお願いいたします。

続きまして、町内の犯罪についても、ここ2年、増加傾向となっております。カーブミラーの損傷や、エアコン室外機などの窃盗によるものです。

千葉県の実合計画では、犯罪を減らす方針が示されており、これ以上犯罪をふやさないためにも、日々、警察署などの関係機関と連携し、防犯・交通安全の促進を強化しなければなりません。

町民の多くは、ニュースになるような犯罪もなく、この町は犯罪や交通事故も少なく、安全な町だと考えているようですが、データの的に事故や犯罪がふえていることを知らないのだと思います。

事故や犯罪がふえているのなら、子どもたちの安全を守るためにも、積極的に情報を周知していただき、町民に伝わるように情報発信していただきたいと思います

が、現状を伺わせていただきます。

次に、経済的支援情報となります。

少子化の原因は、晩婚化、出生率の低下などと言われますが、その原因は、経済的な事情によるところが一番大きな理由となります。経済的支援でよく例に挙がる施策は、第三子に出産祝い金100万円という経済支援となります。

先ほども例に挙げさせていただきましたが、当町でもいろいろと新しい施策が始まっており、経済的な支援の充実が図られておりますが、チャイルドシートの購入補助金のような経済的な支援については、どのような補助金があるのか、新しく始まる予定があるのか伺わせていただきます。

子どもたちへの助成についても同様に、先ほど言いました、幼稚園の入園料の無料や医療費の無償化、予防接種の助成、学校給食費の補助、チャイルドシートの購入補助金など、知らない人も多いと考えますが、どのように情報を発信しているのかを伺わせていただきます。

また、町の広報の内容については、職員の知識と町民の知識の格差が大きいと感じております。新しい施策を始めたなら、何回でも積極的にPRしなければ、どんなによい施策でも町がみずから情報を発信しなければ、若い方々へ伝えることはありません。

職員の方々が日々頑張っていることは承知いたしておりますが、1回広報に掲載したから伝えたという考え方を少し見直していただきたいと考えております。私たち町民は、全ての内容を覚えていない、把握できていないと思います。例えば、水曜日に延長業務を行っていることや、日曜日にはどのようなサービスに限定されているのか、伝わっていないことがたくさんあると思います。周知の意味も含めまして、日曜日にできる受付業務を教えていただければと思います。

なお、延長業務については、今月の広報に掲載されており、町もいま一度の再周知が必要と判断されたと考えます。これからも必要な情報の定期的な掲載をよろしく願います。

次に、情報共有について。

前回、人口減少対策を伺った際に提案させていただきましたインターネット、ホームページの情報について。

前回は、地域の観光の振興に対して情報発信を求めましたが、今回は、先ほども

例に挙げました子供たちに対して進めている先進的な経済的な支援について、町外には、町の外には、ほとんど情報の発信はできていないと思います。しかし、役場側の立場としては、町広報にも載せているし、ホームページでも発信しているという回答が返ってくるのだと思います。知識として、若い方々に情報が伝わらなければ、子育てを支援している町として認識されなければ、この町に住み続けたい、この町に住んでみたいと思ってももらえません。まだまだ福祉の充実していると思われる町に、都市部に住みたいと考える方が多いと考えられ、勤め先や交通事情も重なり、移住される方がいるのが大きな要因の一つだと考えられます。

町の魅力や子育て支援などの先進的な事例をまとめ、経済的な援助が行われているという情報を発信することで、社会的人口の転出を少なくし、また、町外の社宅などに住まわれている元町民の若い世帯に地元に戻っていただけるように、社会的人口の転入をふやすことで増減をプラスにふやすことにより、人口減少対策につなげていただきたい。

私が考えている想定例として、二十歳前後で転出され、町外で家庭を持ち、出産、子育て、その後、就学前の児童と一緒に帰ってきている方が多いと想定すると、このような想定される方の一部の方々が、経済的な理由で帰ってこられなくなっていると考えるからであります。これも人口減少の要因の一つとなります。

今、実施されている子育て世代への経済的な支援を、これから子育てされる若い世代、独身者へ伝わるように情報を発信していただきたいと思いますが、工夫されている点を伺わせていただきます。

以上、2回目の質問は、自席からさせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長、大後修司君。

まちづくり課長（大後修司君）

それでは、要旨1の北ルート開通に伴う通学路の整備計画についてお答えいたします。

北ルートの全線開通見込みにつきましては、かねてより香取土木事務所に問い合わせしているところですが、いまだに回答をもらえていないのが現状でございます。今後も北ルートの財源確保を県に要請することはもとより、町としましてもお手伝いできることはお手伝いし、早期完成を目指してまいりたいと考えてお

ります。

次に、北ルート開通に向けた交通の安全を確保するための計画でございますが、北ルートに接続する工業団地南側の幹線町道を、現在、車道を広げるだけでなく、歩道を設置する改修工事を進めております。

また、接続する他の幹線町道につきましても、交差点の改良や歩道の設置のための測量・設計を発注したところでございます。

県道の改修につきましては、香取土木事務所に要望しているところでございますが、歩道の整備や路肩の拡幅は用地買収と、それに伴う物件、工作物等の移転が必要になることに加えて、土木事務所ではこれらの予算が思うように確保できていないということから、整備がなかなか進まないのが現状でございます。

町では、通学路の安全対策としまして、今年3月に東庄町通学路安全推進会議を設置しております。この会議は、教育委員会を中心としまして、まちづくり課、総務課、各小中学校、香取土木事務所、香取警察署が構成メンバーとなりまして、現地地点検を実施し、路面標示の修繕や注意喚起の標記など、できることからやっているということと話合っているところでございます。

交通安全対策につきましては、今後ともハード面、ソフト面、両面から対策を講じてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

では、私のほうから4点、お答えいたします。

まず1点目、犯罪の情報発信についてでございますが、犯罪の発生情報につきましては、警察からの情報が入った場合、速やかに広報無線で広報をしております。また、町の広報誌等でPRしているところでございます。

次に、補助金についてでございますが、現在は交通安全対策としてチャイルドシートへの購入助成金や中学生ヘルメット購入の補助金事業を実施しております。今後は子育て支援対策として総合的に検討していきたいと考えているところでございます。

次に、日曜日にできる役場の業務についてでございますが、休日の受付業務は、

戸籍に関する婚姻届、出生届、死亡届などがございます。また、住民票、印鑑証明書、その他税務関係の予約交付を実施しているところがございます。

この日曜日にできる業務等につきましては、6月号の、今月号の広報に載せたところがございます。

最後に4点目、情報発信で工夫しているところがございますが、今年度、地方創生事業により、子育て世代に必要な情報をまとめたガイドブックの作製を予定しております。情報不足を解消し、連携のとれた支援体制の普及啓発を行っていきたいと考えているところがございます。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

4番、花香孝彦君。

4番（花香孝彦君）

北ルートにつきましては、引き続き予定ということで、よろしく願いいたします。安全な安心なまちづくりをよろしく願いいたします。

インフラ整備の重要性については改めて伝える必要はないと思います。国道356号バイパス、北ルート、南ルート、町道整備など、町の将来像が伝わるような交通道路網の計画情報は、町の発展に夢や希望が、プラスのイメージが見えてくると思います。これからも広報やホームページでの発信を続けていただきたいと思います。

橘駅前の駐車場に関しましては、既に完成しているということなんですけれども、新しい道路をつくると同じように、町民へ向けて完成イメージ、完成予定日など、定期的に報告していただければありがたいと思います。これも橘駅前につきましても今月の広報に掲載していただいておりますが、事前に予定がわかった時点で何か作成をすとか、完成予定日がわかれば報告いただくとか、そういう形でお願いできたらありがたかったかなと考えております。

ことし7月に始まる3カ月間のかもめ大橋の無料化につきましても、一時的ですが、逆水門の渋滞緩和に期待する声もありますので、通勤に利用できる方々に向けて情報発信できればありがたいです。今後、継続的な無料化につながることに期待するところです。

また、新しい道路ができた際、北ルートの話というのは出させていただきました

けれども、事前に危ない箇所を点検していただき、点検、修繕情報を事前に知らせ、また犯罪情報などは、防犯に配慮した内容で知らせることにより、安心感を伝えてほしいと思います。

子育て世代に対する経済的な支援については、チャイルドシートの購入補助金のように、そのほかに提案させていただくものとしたしまして、ランドセルや通学自転車などの学用品の購入補助金、敬老祝い金のような、七五三祝いや小学校・中学校への入学祝い、結婚祝い・出産祝いなどの祝い金、町民の暮らしを豊かにするような補助金をふやすことによって、子どもたちへの福祉が充実している町という印象が高まると考えます。

町広報による情報発信については、核家族化や地域とのつながりが薄れ、若い方々へ情報が伝わっていないことが重大な問題と考えます。

広報は全世帯配布となっておりますが、若い世帯に伝わる情報はとても少なく、極端に言えば、役場との接点がない独身者には何もしていないことと同じと考えられてしまいます。

では、どうしたら若い方々に情報を伝えられるのか。いろいろと考えられると思いますが、ホームページが充実していても見てもらえないなら、まずは広報を手にとってもらうことが一番だと思います。

近隣の各市では、既にコンビニに広報が置いてあり、コンビニに広報を置いてもらう方法がよいと思います。一つ的手段として、コンビニに広報を置くことを提案いたしますが、どう考えられますか。伺わせていただきます。

それでも若い方々に広報誌を読んでもらう難しさは課題として残ります。若い世代に広報を読んでもらうためには、千葉県の広報でも行っているように、景品が当たる簡単なクイズ形式、もしくはクーポン券などから始めることがよいと考えています。発送の際に次の広報も同封することで、婚活情報や子育て世代を応援している情報を知っていただければ、広報に関心を持ってもらえらると思います。

人口減少問題の大きな要因の一つとして、都市部への人口流出が考えられるなら、この町に住み続けてもらうには、帰ってきてもらうには、魅力ある情報発信が必要と考えます。これからの子育て世代へ、独身者へ、成人式で新成人などに町の魅力を積極的に発信することで、新しく社会人になった方々に子育てブックなどを配布することが改めて必要と考え、伺わせていただきます。

なぜ再び人口減少について質問をしたのかは、地方創生によって、経済の活性化、雇用の問題や晩婚化、出生率の問題は、全国的に解消に向かうことを期待しておりますが、各地方の独自の施策、経済的な子育て支援などの魅力的な施策によって、市町村間同士の人口の奪い合いが過熱していると危惧したからとなります。

また、経費削減を理由に町民への情報発信が不足していると感じたからです。

さらにこの町の問題としては、近隣自治体と比べても、子育て支援が劣っていないにもかかわらず、劣っているイメージが定着してしまっていることが問題と考えています。積極的に情報を発信することで解消されると思います。いつかは帰ってきたいと考えてもらうためにも、東庄町独自の取り組みとして、魅力ある支援情報を発信するにあたり、今まで以上に経済的な支援を必要としている人に支援が届くように行うことが必要です。これからの子育て世代に対して、独身者に対して伝わるように、積極的な情報発信を求めます。

以上、2回目を終わらせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、2点に対する答弁をさせていただきます。

まず1点目、コンビニに広報誌を置くことについてでございますが、この件につきましては、近隣の市・町の状況等を把握するとともに、町内の店舗関係者と協議をし、検討していきたいと思っております。

2点目、新しく社会人になった方々への情報発信でございますが、子育てガイドブック等を結婚や子育てについて、若い人に早目に配布し、人生設計を考えていただけるよう、配布時期について検討していきたいと思っております。

町はなお一層のPRに努力してまいりますので、議員の皆様にもご協力をいただきますよう、お願いいたします。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

4番、花香孝彦君。

4番（花香孝彦君）

コンビニへの広報誌の設置、町内の協議、引き続きの検討、よろしく願いいた

します。

コンビニへの広報誌の設置については、手段の一つであり、これで町民への情報発信が補完されたわけではありません。あくまでも一つの問題に対する対策にすぎません。既に取り組んでいても伝わり切れていない情報や地方創生による施策、新しい情報を必要としている人へ確実に届けていただきたいと思います。

これからの社会は、情報化社会という考え方が定着し、公に求められるものも変化してくると考えられます。昔からあるインフラ整備などの公共事業を進めながら、今は行政改革などの資本主義的な考え方を取り入れ、これからの情報化社会にいち早く対応することが公共サービスに求められてくると考えます。

東庄町情報化基本計画を策定し、町広報やホームページの情報量を充実させ、どんな問題に取り組んでいて、将来的にはどうなっていくのか、魅力的な計画・ビジョンを積極的に情報を発信し、若者も含めた地域全体に伝えることで、行政と町民が、お互いが理解し、協力し合うことで、同じ方向への計画を強力に推し進めることで、人口の減少を緩やかなものにしてほしいと提案いたしまして、最後は提案で3回目を終わります。ありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

以上で、花香孝彦君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

日程第6、発議第1号、東庄町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて及び日程第7、発議第2号、東庄町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについて、以上2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

11番、多田和弘君。

11番（多田和弘君）

それでは、ただいま一括議題となりました発議第1号、東庄町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて及び発議第2号、東庄町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについて、以上2案の提案理由とその内容に

つきまして、ご説明申し上げます。

まず、発議第1号の委員会条例の改正から申し上げます。

東庄町議会の議員の定数を定める条例が平成26年9月定例会において議員定数の改正が行われ、また地方自治法の改正により、東庄町議会委員会条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、議員定数が16人から14人に改正されことにより、総務産業常任委員会、文教福祉常任委員会の定数をそれぞれ8人から7人に改正するものです。

また、平成24年より予算、決算について、特別委員会を設置し、審議してきましたが、地方自治法の改正により、常任委員会の設置数の制限がなくなったため、毎年恒常的に行う委員会として、予算決算常任委員会を設置するものであります。

なお、委員定数につきましては、議長職の中立公平性を確保する観点から、議長を除く13人としております。

続きまして、発議第2号の会議規則の改正についてご説明いたします。

地方自治法では、団体意思決定議案の提出について、議員定数の12分の1以上の者の賛成がなければならないとされています。本町の現行議会会議規則では、機関意思決定議案の提出について、三人以上の賛成者が必要となっております。

このたびの議員定数の改正により、機関意思決定議案の提出について、三人以上の賛成者が必要となっているものを議員定数の12分の1以上ということで、二人以上の賛成者とするものであります。

その他、先決動議、一括議題、発言時間制限、表決の宣告等の異議にかかる人数も三人から二人に改正するものです。

また、請願書の処理につきましては、現状にあわせ写しの配布となります。

詳細については、参考資料の新旧対照表を参照願います。

今回の委員会条例及び会議規則の一部改正については、町議会の議員の定数を定める条例の改正にあわせ、平成27年12月1日から施行することとなります。

以上で発議第1号及び発議第2号の提案理由と内容説明を終わります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりました。ここでお諮りします。

ただいま議題となりました発議第1号及び発議第2号については、正規の手続を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、発議第1号、東庄町議会委員会条例の一部を改正する条例を訂正することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第2号、東庄町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第8、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて(町税条例等の一部を改正する条例)、日程第9、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて(東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)、以上2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

ただいま提案されました承認第1号、町税条例等の一部を改正する条例及び承認第2号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律並びに地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも4月1日から施行されることに伴い、地方税法等を引用する町税条例及び平成26年6月議会において承認をいただきました町税条例等の一部を改正する条例並びに東庄町国民健康保険税条例及び平成26年3月議会において議決をいただきました東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要が生じました。

急を要するため、3月31日に専決処分をしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をいたさせます。ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

町民課長、多部田秀也君。

町民課長（多部田秀也君）

それでは、私のほうから承認第1号、続いて第2号の条例改正の内容説明を申し上げます。

まず、承認第1号、町税条例等の一部を改正する条例の関係でございますが、今回の主な改正点は、町税など、各税におけます減免申請期限の改正、軽自動車税の改正、たばこ税の改正などでございます。

今回の改正条例の構成につきましては、議案書4ページの改正条例第1条で町税条例の一部改正を行い、議案書10ページの改正条例第2条では、町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものとなっております。

初めに、町税条例の一部を改正する条例、第1条関係のことなどについて申し上げます。

参考資料の1ページをごらんください。

新旧対照表の左側の改正案によりまして説明をさせていただきます。

第2条の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

関する法律、これ以降、番号法と省略して申し上げますので、よろしくお願ひいたします。いわゆるマイナンバー制度でございます。この改正に伴い、法人住民税では平成28年1月1日以降に開始する事業年度にかかる申告書から個人番号、法人番号を記載することとなることから、所要の措置を講ずるための改正であります。

2ページをお願いします。

第23条の改正は、法人町民税における恒久的施設にかかる地方税法の改正と同様にする改正であります。

この改正は、平成28年4月1日からの適用であります。

続きまして、第31条の改正は、法人町民税均等割の税率適用区分である資本金等の額にかかる地方税法の改正に伴う所要措置によるものでございます。

続いて、6ページをお願いします。

第33条の改正は、所得税における国外転出時課税の創設に伴い、個人住民税所得割の課税標準の計算において、譲渡所得については所得税法の計算の例によらないものとする地方税法の改正にあわせて行う改正であります。

この改正は、平成28年1月1日からの適用であります。

続きまして、第36条の2の改正は、番号法改正に伴う規定の整備であります。

次に第36条の3の3から、8ページ、第50条にかけての改正、こちらは地方税法の改正にあわせて行う引用条文の整備をするものでございます。

第36条の3の3の改正は、平成28年1月1日からの適用であります。

第51条の改正は、町民税の減免についてのものですが、減免の申請期限について、各市町村の実情に応じて規定することを明確化した改正であります。納期限前7日を納期限に変更したものでございます。

また、番号法の改正に伴い、個人番号、または法人番号等の規定を整備するものでございます。

続いて、9ページ、10ページをごらんいただきたいと思います。

第57条及び第59条の改正は、地方税法の改正にあわせて行う引用条文を整備するものでございます。

次に第63条の2及び11ページの第63条の3の改正は、番号法の改正に伴い、個人番号または法人番号等の規定を整備するものでございます。

12ページをお願いいたします。

第71条の改正は、固定資産税の減免についての規定ですが、減免の申請期限について、各市町村の実情に応じて規定することを明確化した改正であり、納期限前7日を納期限に変更するものでございます。

また、番号法の改正に伴い、個人番号、または法人番号等の規定を整備するものでございます。

続いて、第74条及び13ページの74条の2の改正は、番号法の改正に伴い、個人番号、または法人番号等の規定を整備するものでございます。

14ページをお願いいたします。

第89条の軽自動車税の減免及び第90条の身体障害者等に対する軽自動車税の減免並びに16ページ、第139条の3の特別土地保有税の減免の改正は、減免の申請期限について、各市町村の実情に応じて規定することと明確化した改正であり、納期限前7日を納期限に変更するものであります。

また、番号法の改正に伴い、個人番号、または法人番号等の規定を整備するものでございます。

16、17ページをごらんいただきたいと思います。

附則第4条の改正は、納期限の延長にかかる延滞金の特例に関する規定ですが、地方税法の改正にあわせて行う引用条文の整備による改正であります。

続いて、18ページをごらんいただきたいと思います。

附則第7条の3の2、この改正は所得税における住宅ローン減税制度の適用期限について、1年半、延長されることにあわせて、個人住民税における住宅ローン減税制度の適用期限についても延長する改正でございます。

附則第9条の改正は、ふるさと納税の申告特例について規定するもので、確定申告を必要とする現在の申告手続について、当分の間の措置として、確定申告不要な給与所得者等が寄附を行う場合、ワンストップで控除を受けられるふるさと納税ワンストップ特例制度を創設する規定を整備するものでございます。

19ページをお願いします。

附則第9条の2の改正、こちらはふるさと納税について、特例控除額の控除限度額を個人住民税、所得割額の1割を2割に引き上げることとする規定を整備するものでございます。

この改正は平成28年度分以降の個人住民税について適用されるものでございま

す。

続いて、20ページお願いいたします。

附則第10条の2の改正は、固定資産税の課税標準の特例のうち市町村が独自に定める余地を導入したわがまち特例について、市町村の条例に定める割合を新たに定めものでございます。

次に、21ページから24ページにかけて、附則第10条の3の改正は、番号法の改正に伴う個人番号、または法人番号等の規定を整備するものでございます。

続いて、24ページ、附則第11条及び附則第11条の2の改正は、土地にかかる固定資産税の負担調整措置の延長による条文を整備するものでございます。

今年度、平成27年度は、固定資産税の3年に一度の評価替えの年に当たります。固定資産税は、評価額が急激に上昇した場合であっても、税負担の上昇は緩やかなものになるよう、課税標準額を徐々に是正する負担調整措置が講じられております。

附則第12条から、28ページ、附則第13条の改正は、住宅地、商業地等及び農地にかかる負担調整措置を3年延長するものでございます。

続いて、28ページ、附則第15条の改正は、特別土地保有税の課税の特例に関する規定ですが、評価替えに伴う特例期間の延長による改正でございます。

続いて、29ページをお願いいたします。

附則第16条の改正は、平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例の導入を行うことに伴い、平成28年度分の軽自動車税に限り、それぞれ軽減する規定を新たに整備するものでございます。

なお、本特例については、消費税率10%段階で導入される自動車税、軽自動車税にかかる環境性能割と整合的なものとなるよう、環境性能割の導入の際に、自動車税のグリーン化特例とあわせて見直すこととなります。

続いて、31ページをお願いいたします。

附則第16条の2の改正は、たばこ税の税率の特例についてですが、紙巻たばこ3級品にかかる特例税率を廃止するものでございます。

紙巻たばこ3級品は、昭和60年度に廃止されたたばこ専売制のもとで、廃止時に3級品として低価格で販売されていた銘柄の紙巻たばこについては、当分の間の措置として、現在に至るまで一般品の紙巻きたばこよりも低い税率が適用されてお

りました。

現在、販売数量が急増しておりまして、紙巻たばこ 3 級品を取り巻く環境が変化していること等を鑑みまして、国及び地方たばこ税の特例税率を廃止するものでございます。

この改正は、平成 2 8 年 4 月 1 日から適用でございますが、激変緩和等の観点から、経過措置を設けております。

続きまして、3 1 ページ、附則第 2 2 条の改正でございます。

番号法の改正に伴いまして、個人番号、または法人番号等の規定を整備するものでございます。

続きまして、町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。議案書でいますと第 2 条関係になります。こちらの説明を続けさせていただきます。

参考資料では 3 3 ページをごらんいただきたいと思えます。

改正条例第 1 条中、附則第 1 6 条を改正する改正規定を平成 2 7 年度以降の年度分の軽自動車税について適用することとされていた原動機付自転車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車にかかる引き上げ後の税率について、施行日を見直し、その適用開始時期を 1 年延長し、平成 2 8 年度以降の年度分の軽自動車税について適用することとして、改正するものであります。

3 4 ページをお願いいたします。

附則第 1 条及び 3 5 ページにあります第 4 条の改正は、平成 2 7 年度分以降の年度分の軽自動車税について適用することとされていた原動機付分自転車及び二輪車にかかる税率について、適用開始時期が 1 年延長されたことに伴う措置による改正であります。

附則第 6 条の改正は、軽自動車税のグリーン化特例が新条例附則第 1 6 条に新設されることに伴う措置による改正であります。

承認第 1 号については以上でございます。

引き続きまして、承認第 2 号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容について説明を申し上げます。

今回の主な改正点は、課税限度額の引き上げ及び軽減判定所得の見直し等でございます。

参考資料の 3 7 ページをお願いいたします。

新旧対照表の左側の改正案により説明をさせていただきます。

第2条及び38ページの第23条の改正は、課税限度額の引き上げ及び軽減判定安定所得の見直しによる改正であります。

高齢化の進展等により、医療給付費等が増加傾向にあります。対して、被保険者の所得は伸びないというのが現状であります。

課税限度額を引き上げることで、高所得者層により多くの負担を求めることで、低所得者層、それから中間層にも配慮した保険税設定が可能となるものでございます。

平成26年6月議会においても同様の改正を行っているところでございますが、平成27年度は平成26年度と比べて限度額超過世帯の割合が上昇する見込みであることから、基礎課税額にかかる課税限度額を51万円から52万円に、後期高齢者支援金等課税額にかかる課税限度額を16万円から17万円に、介護納付金課税額にかかる課税限度額を14万円から16万円にそれぞれ引き上げ、また保険税負担能力が特に不足している被保険者を救済するため、軽減措置を消費者物価の伸び等を考慮しまして、見直しを行い、軽減対象となる所得の基準について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を24万5,000円から26万円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を45万円から47万円に引き上げる改正であります。

続いて、39ページから41ページにかけてごらんいただきたいと思います。

東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。附則第3条による改正について申し上げます。

平成26年3月議会で可決いただきました東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例による東庄町健康保険税条例附則第14項の改正のうち、配当所得を利子所得、配当所得及び雑所得に改める部分について、施行日を平成28年1月1日施行とするものでございます。

また、それに伴う規定の一連の整備でございます。

承認第2号の説明を以上で終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて(町税条例等の一部を改正する条例)を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

次に、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて(東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

日程第10、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて(東庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例)を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

ただいま提案されました承認第3号、東庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

国民健康保険法の改正に伴い、これを引用する東庄町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。急を要するため、3月31日に専決処分をしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、専決処分の承認を求めます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

町民課長、多部田秀也君。

町民課長（多部田秀也君）

それでは、私のほうから承認第3号、東庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の内容説明を申し上げます。

参考資料の42ページをごらんいただきたいと思います。この改正は、国民健康保険法の一部改正に伴い、東庄町国民健康保険条例第11条第1項にある法第72条の4を法第72条の5に、引用条文の整備をするものでございます。

説明に関しましては以上でございます。ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願いをいたします。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（東庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

日程第11、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（東庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例）を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、承認第4号、東庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

手数料条例の別表中、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律を、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に改めるもので、法の一部改正による施行日が平成27年5月29日であることから、専決処分したものでございます。

この法律の一部改正につきましては、近年、ニホンジカやイノシシなどの鳥獣による、希少な植物の食害等の生態系への影響、農林水産業、生活環境への被害が深刻化していることから、その生息数を適正な水準に減少させ、またその生息地の適正な範囲に縮小するなど、新たに鳥獣の管理を図るための対策を講じるため、名称を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に改めたものでございます。

ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて(東庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例)を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

日程第12、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて(平成26年度東庄町一般会計補正予算(第9号))を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、承認第5号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案件は、平成26年度一般会計補正予算(第9号)の専決処分について承認を求めるもので、歳入歳出予算の総額に変更はございませんが、繰越明許の設定について補正するものでございます。

事業についてでございますが、町制施行60周年記念として作成しております町勢要覧において、編集内容に協議の必要が生じたため、町勢要覧作成事業委託として600万円を平成27年度に繰り越すこととなりました。議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、

3月31日に専決処分とさせていただいたものであります。

同条例第3項の規定により、承認を求めるものでございます。

ご審議の上、承認いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

今、町長の説明で、協議の必要が生じたためというお話ですが、具体的には話し合っていくんでしょうか。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

町勢要覧の編集内容につきまして、いろいろと協議をいたしまして、遅れたというところでございます。

議長（鎌形寿一君）

よろしいですか。これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（平成26年度東庄町一般会計補正予算（第9号））を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後4時30分といたします。

（午後 4時21分 散会）

(午後 4時30分 散会)

議長(鎌形寿一君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長より申し上げます。ここで議事の都合により、本日の会議時間を延長します。会議を続けます。

日程第13、議案第25号、東庄町行政手続条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第25号、東庄町行政手続条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

東庄町行政手続条例は、行政手続法の趣旨にのっとり、町の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、町民の権利利益の保護に資するため、処分、行政指導及び届け出に関する手続に関して共通する事項を定めております。

このたびの行政手続条例の改正は、平成27年4月1日から行政手続法が改正され、同法において行政指導における許認可権限の根拠の明示、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めについての規定が追加されたことから、本町においても法律の趣旨にのっとり、改正後の行政手続法と同様の運用とするため、所要の条例改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。よろしくご審議の上、可決くださいますよう、お願い申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

総務課長、金島正好君。

総務課長(金島正好君)

それでは、議案第25号、行政手続条例の一部を改正する条例の内容について、説明いたします。

主な改正点は町長の提案理由にありましたように、法律の改正に伴いまして、一つ目に行政指導における許認可権限の根拠の明示、二つ目に行政指導の中止等の求め、三つ目に処分等の求めについての規定を町の条例に追加するものでございます。

それでは参考資料で説明をいたします。44ページからの参考資料でございますが、50ページをお願いいたします。

新旧対照表の左側の改正案で説明させていただきます。

まず第33条第2項で、行政指導における許認可権限の根拠の明示について規定しております。

内容としましては、町の執行機関が事業者などに対して行政指導をする際に、行政指導に従わなければ許可を取り消します。あるいは、申請が不許可になりますなどと示す場合は、相手方に対して根拠となる法令、または条例等の条項や理由をあわせて示さなければならないことと規定しています。

次に、第34条の2で、行政指導の中止等の求めについて規定しています。

内容としましては、町の執行機関から法令や条例等に違反する行為の是正を求める行政指導を受けた事業者などが、その行政指導が法令や条例等に違反していると考えるときは、当該行政指導した町の機関に対し、行政指導の中止を求める申し出をすることができることとします。

また、機関が申し出を受けた場合は、必要な調査を行い、行政指導が法令や条例等に違反している場合には、行政指導の中止などの措置をとることになります。

次に、51ページ、第34条の3で、処分等の求めについて規定しております。この内容は、誰でも法令や条例等に違反する事実を発見した場合に、町の機関にそれを是正するための処分や行政指導をすることを求めることができることとしております。申し出を受けた町の機関は、必要な調査を行い、必要があると認めるときは、その処分、または行政指導を行うことになります。

以上が主な改正点でありまして、行政手続法の一部改正の趣旨にのっとりまして、同様の改正をするものでございます。

このほかの改正として、第2条の用語の定義で、権限移譲により、千葉県条例等を根拠として、町の執行機関が許認可等をする場合に同様の運用をするため、必要な改正をしております。

また、行政手続条例の一部改正に伴い、町税条例において、引用箇所を頂ずれが

生じることから、改正附則において同条例の一部改正を行っております。これは参考資料の53ページに記載されています。

最後に、これらの一部改正は、平成27年7月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

議案第25号、東庄町行政手続条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第26号、東庄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第26号、東庄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

本案は、千葉県重度心身障害者（児）医療給付改善事業費補助金交付要綱が平成27年8月1日に改正されることに伴い、支給方法及び対象者の変更がありますので、町の条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。よろしくご審議の上、可決くださいますよう、お願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

町民課長、多部田秀也君。

町民課長（多部田秀也君）

それでは、議案第26号、東庄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての内容説明を申し上げます。

今回の改正は、千葉県の重度心身障害者（児）医療給付改善事業費補助金交付要綱がことし8月1日に改正することに伴い、東庄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部に改正の必要が生じたため、改正するものでございます。

それでは、参考資料の54ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第2条、第1項、第2号の改正は、引用条文の整備による改正でございます。

第3条につきましては、見出し及び本文中の受給権者、これを対象者に置きかえ、第2項第3号を第4号としまして、第3号を追加するものでございます。追加した第3号では、ただし書き以降に例外規定を設けてございます。その内容は、65歳以上は本対象とはならないものでございますが、改正前に第2条の規定に該当していた方が引き続き改正後の第2条に該当する場合は対象者とするものでございます。

続いて、第4条につきましても、受給権者を対象者に置きかえるものでございます。

第5条、受給資格の認定につきましては、新設をいたしました。

第6条につきましては、受給者が指定医療機関で受給券を提示した場合は、国保連合会を通じまして、町から医療費を支払います。

56ページ、同条、第4項、第1号、第2号に該当する場合は、今までどおり医療費を支払い、後ほど町に領収書を添付して、申請の上、償還払いとなるものでございます。

第7条、第8条、第9条及び第10条につきましては、改正前の条例の6条から9条までをそれぞれ1条ずつ繰り下げを行うものでございます。

議案第26号につきましては、以上でございます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

議案第26号、東庄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第27号、東庄町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第27号、東庄町介護保険条例の一部を改正する条例を制定する

ことについて、提案理由を申し上げます。

平成27年4月の介護保険法施行令の改正に伴いまして、低所得者の第1号被保険者保険料の軽減強化を図るもので、保険料率を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、原案のとおり可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは議案書の45ページをごらんいただきたいと存じます。東庄町介護保険条例の一部を改正する条例の内容についてご説明を申し上げます。

町長の提案理由にありましたように、平成27年4月の介護保険法施行令の改正に伴いまして、公費を投入して低所得者の第1号被保険者保険料の軽減を図るため、所得段階が第1段階に該当する者について、保険料率を改めるものでございます。

恐れ入りますが、参考資料の58ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

第7条に第2項を設け、第1項、第1号に掲げる第1号被保険者の保険料率を平成27年度から平成28年度まで、各年度において基準額に乗じる割合を0.5から0.45とし、保険料率を2万5,700円と定めるものでございます。

それでは、議案書の45ページに戻っていただきます。

附則第1条は、施行期日の規定でございます。

附則第2条は、軽減措置の規定で、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の保険料については適用しないことを定めております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

議案第27号、東庄町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第28号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第28号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、提案理由を申し上げます。

本条例の改正は、別表第5、医師の呼出手当に、診療の結果、入院することになった場合の支給額を追加するものでございます。

詳細につきましては、病院事務長から説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

病院事務長、鈴木和雄君。

病院事務長(鈴木和雄君)

それでは、議案第28号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての内容を説明いたします。

参考資料の59ページをお願いいたします。

別表第5は、職員の特殊勤務手当の表です。この表の下から二つ目の呼出手当を改正するものでございます。

呼出手当は、医師が診療時間外に呼び出しを受けて外来患者の診療を行ったときに、現行の規定では患者一人につき日中は1,000円、夜間は2,000円を支給するものですが、今回の改正は、診療の結果、入院することとなった場合、入院一人につき5,000円を支給する項目を追加するものでございます。

その理由は、入院となった場合に、医師の業務量が増加するため、業務量に対応する支給額を設けることとするものでございます。

なお、施行日は本年7月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

11番、多田和弘君。

11番（多田和弘君）

ちょっと確認しますが、患者一人について、入院した場合、1,000円、2,000円なしの5,000円ですか。

議長（鎌形寿一君）

病院事務長、鈴木和雄君。

病院事務長（鈴木和雄君）

59ページの新旧対照表の改正案のほうを見ていただきたいんですけども、診療の結果、入院することとなった場合を除くというふうに1,000円、2,000円についてはなっているので、診療の結果、入院することとなった場合は5,000円が支給されることとなります。1,000円、2,000円にプラスするものではありません。

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

議案第28号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第29号、平成27年度東庄町一般会計補正予算（第1号）及び日程第18、議案第30号、平成27年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました議案第29号と第30号の提案理由を申し上げます。

初めに、議案第29号、平成27年度東庄町一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億4,152万5,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、この後、ご説明をいたします介護保険特別会計補正予算（第1号）に関連する補正予算でございます。

続いて、議案第30号、平成27年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万2,000円を追加し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,815万円とするものでございます。

内容は、介護保険の制度改正に伴うのでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、原案のとおり可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、平成27年度東庄町一般会計補正予算（第1号）の内容について、説明をさせていただきます。

議案書の52ページをお願いいたします。

介護保険料の減額に伴う一般会計から介護保険特別会計への繰出金としまして、3款・民生費、1項1目・社会福祉費、社会福祉総務費の28節、繰出金52万5,000円の補正となっております。

また、その財源としましては、前のページ、51ページにございますように、全額、19款の繰越金としております。

以上で一般会計の補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、平成27年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、内容をご説明申し上げます。

歳出よりご説明申し上げます。議案書の57ページをお開きいただきたいと思います。

1款・総務費17万2,000円の増額につきましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修による委託料を補正するものでございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。56ページをごらんいただきたいと思います。

1款・保険料209万9,000円の減額につきましては、介護保険の制度改正

に伴い、低所得者の保険料軽減に要する費用を公費で負担するもので、第1号被保険者の第一段階の保険料について、基準額に乗ずる割合を0.5から0.45とし、軽減額2,860円に対象者見込み734人を乗じたものでございます。

3款・国庫支出金113万5,000円の増額につきましては、1款・保険料の減額分に対応する2分の1の負担金と歳出の総務費委託料に計上しましたシステム改修費用に対応する2分の1の補助金でございます。

5款・県支出金52万5,000円の増額につきましては、1款・保険料の減額分に対応するもので、4分の1の負担金でございます。

7款・繰入金52万5,000円の増額につきましては、1款・保険料の減額分に対応するもので、4分の1が町の負担分として一般会計から繰り入れするための補正でございます。

8款・繰越金8万6,000円の増額につきましては、歳出の総務費委託料に計上しましたシステム改修費用に対して、国の補助金を充ててなお不足する財源について前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第29号、平成27年度東庄町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号、平成27年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第19、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について(平成26年度東庄町一般会計繰越明許費繰越計算書)(平成26年度東庄町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書)(平成26年度東庄町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書)(平成26年度東庄町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書)の報告を行います。

町長より報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、報告第1号、平成26年度東庄町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計における繰越明許費繰越計算書について、ご報告を申し上げます。

平成26年度予算のうち、年度内に支出の終わらない見込みの事業について、繰越明許を行い、可決いただいたところでございますが、今回、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条の規定に基づき、ご報告をさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。よろしくお願いを申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、報告第1号、繰越明許費繰越計算書の内容について、ご説明をいたします。

議案書の59ページをお願いいたします。

繰り越しとなりました事業は、一般会計で11事業、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計でそれぞれ1事業ございまして、全会計で14事業となっております。

初めに、一般会計についてでございますが、2款・総務費、1項・総務管理費、町勢要覧作成業務委託600万円は、先ほどの承認第5号によるものでございます。

同じく総務費の2項・徴税費、番号制度にかかるシステム改修委託251万5,000円で、関係省令の公表が遅延した結果、繰り越しとなったものでございます。

続いて、総務費の7項・まち・ひと・しごと創生事業費の地域消費喚起型事業1億3,730万円と地方創生先行型事業3,200万円は、先の3月補正により予算計上したものでございます。

次に、3款・民生費、2項・児童福祉費の15万1,000円と3項・国民年金事務取扱費4万3,000円、こちらも番号制度にかかるシステムの改修委託でございます。

次に、7款・土木費、2項・道路橋梁費の測量調査設計業務776万2,000円、同じく道路橋梁費の道路改良工事1,305万2,000円。

次に、4項・都市計画費の公園施設整備工事1,820万円。事業協議や補償による工期延長によるものとなっております。

次に、9款・教育費、2項・小学校費と3項・中学校費の屋内運動場、非構造部材耐震工事設計業務で、小学校は756万5,000円、中学校で161万6,000円となっております。

当初、調査に時間を要したことによる繰り越しとなっております。

以上、一般会計の繰越総額は2億2,620万4,000円。財源内訳としまして、国県支出金7,067万円、その他、特定財源が1億円、一般財源が5,553万4,000円となっております。

続いて、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計ですが、内容は全て一般会計にもございました番号制度にかかるシステムの改修委

託となっております。国民健康保険特別会計で30万2,000円、後期高齢者医療特別会計で4万3,000円、介護保険特別会計で23万7,000円となっております。

また、これらの財源は全て一般財源となっております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

本件については報告事項でございますが、特に質疑があればこれを許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

日程第20、請願第1号、町道4036号線舗装及び側溝整備に関する請願から日程第23、請願第4号、町道2017号線の道路拡幅整備に関する請願まで、以上4件を一括議題とします。

職員に請願の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

ここで請願紹介議員から趣旨説明を求めます。請願第1号、町道4036号線舗装及び側溝整備に関する請願についてを10番、鈴木正昭君。

10番、鈴木正昭君。

10番（鈴木正昭君）

それでは、平成27年請願第1号の紹介をします。

町道4036号線の舗装及び側溝整備に関する請願についてです。

要旨は、町道4036号線、別紙図面の朱色部分です、道路舗装及び側溝整備により農作業の利便性を図り地域産業の振興と交通安全を図るものでございます。

理由は、本町道は、学校給食センター入り口より銚子市諸持町高砂に接する町道で、北大平の高砂に接続する道路で、上り坂が急勾配で舗装されていないため、雨水により碎石及び土砂が耕作地に流入し耕作に支障を来しております。また、雨の後、路面のでこぼこにより農作業の往来に影響を来している状況でございます。

これらを解消するため早急に道路舗装と流末排水の整備・改善を図ることにより

耕作地の保全・農作業の利便性の向上、地域産業の振興を図るとのことでございます。

平成27年3月6日、東庄町議会議長、鎌形寿一様。請願者、東庄町小南1035-1、小南区長、菅谷新太郎。同代理者、宝理定夫。同代理者、岡部隆夫。

よろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

次に、請願第2号、「国における平成28年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願及び請願第3号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願についてを12番、土屋進君、お願いします。

12番、土屋進君。

12番（土屋 進君）

12番、土屋です。ただいま事務局より読み上げていただきました請願第2号、「国における平成28（2016）年度教育予算拡充に関する意見書」及び請願第3号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願ですが、義務教育は国の将来を担う子供たちの健全育成、そして豊かな教育を目指しており、それらを実現させるためには、教育環境の整備、拡充が重要と考えます。

なお、子供たちの教育は国の礎であります。どうか議員各位におかれましては、日本の将来を見据えまして、この子供らを捉えていただき、両請願を採択していただきたく、お願い申し上げる次第です。

以上、簡単ではございますが、紹介議員の趣旨説明といたします。よろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

次に、請願第4号、町道2017号線の道路拡幅整備に関する請願についてを6番、板寺正範君。

6番、板寺正範君。

6番（板寺正範君）

それでは、趣旨説明をさせていただきます。

町道2017号線の道路拡幅整備の請願ですが、本議会3月定例会において一般質問いたしました笹川駅南地区の今後の方向性についての中で述べた道路であります。

現地を見ていただくとわかりますが、この道路に面している住宅はほんの数軒で、その先はほとんどが水田と遊休地で、幅員も狭く、道も曲がっております。しかしながら、町道2015号、2006号線と一体的に拡幅整備をすれば、笹川駅南地区に点在する住宅において、緊急車両の通行に関する大きな不安が解消され、県道旭・笹川線から周回のできる利便性の高い静かな環境の住宅地になると思います。

昨年暮れに大木戸区、新町組の皆さんから今回の要望がありました。まずは地権者の方々のご理解と同意をいただくということで、役員の方と同行させていただき、1軒ずつお宅に伺いました。それは地権者の方々がこの地域をどのようにしたいと思っているのか直接お聞きしたかったからです。

その結果、全ての地権者の方から道路拡幅整備にご理解と同意をいただきました。また、その中でもほとんどの方ができる限り早く進めてほしいという意見でありました。

今回の請願は、笹川駅南地区に安心安全な暮らしと交通の利便性を生み、遊休地を活性化させていくという大きな意味を持つ請願であると考えます。

どうぞ採択いただけますよう、よろしくお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

これらの請願は、会議規則第91条第1項の規定により、お手元の付託表のとおり所管の常任委員会に審査の付託をします。

日程第24、休会の件を議題とします。

常任委員会審査等のため、10日及び11日の2日間は休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、10日及び11日の2日間は休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

6月12日の会議は、議事の都合により午後2時30分に繰り下げて開くことにします。

予定の時刻にご参集願います。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 5時27分 散会)